

地名散歩

第103回 なぜか末尾に「新」のつく地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

今から10年前の平成22年(2010)3月25日、福井鉄道の武生新、福井新の2駅がそれぞれ越前武生、赤十字前に改称された。駅名が変更された理由は聞いていないが、前者は「平成の大合併」で武生市が隣の今立町と合併して越前市になったのに関連しているらしく、福井市街南部にある後者は西へ歩いて5分ほどの場所にある福井赤十字病院への最寄り駅をアピールしたようだ。

新横浜とか新大阪のように、頭に「新」の付く駅は多いが、武生新や福井新のように末尾に新が付くのは非常に珍しい。廃止された駅を含めればあと数か所は存在したのだが、前述の2駅の廃止で国内から「〇〇新」という駅は姿を消した。厳密に言えば島根県の一畑電車にある「湖遊館新駅」という駅は「駅」までが固有な

詞部分だそうなので、ここでは除外しておく。

当然ながら「〇〇新」駅の消滅は特に話題になったわけでもなく、たとえば実際の鉄道路線が廃止される時のように、その日だけ大混雑を呈した駅のホームでの「ありがとー！」といった雄叫びその他もなく、実にひっそりしたものだったのだろう(確認しに行ったわけではないが)。もしいたとしてもパラパラと数人ぐらいで、彼らが駅頭に集まって「福井新、ありがとー！」などと叫ぶ情景は思い浮かばない。

廃止された「〇〇新」駅を網羅したリストはなさそうなので全部挙げるのは難しいが、他には同じ福井鉄道の今はなき南越線に岡本新という駅があった。昭和46年(1971)に路線もとも廃止されたもので、大正4年(1915)に駅が設置された時点の所在地は福井県今立郡岡



北陸に集中していた「〇〇新」の駅。今は改称された武生新と福井新、そして廃止された岡本新駅が見える。日本統制地図『車窓展望鉄道新旅行図』昭和16年(1941)発行



富山県に多い「〇〇新」の大字(上市町付近)。緑囲みの親村から新田開発で誕生した赤囲みの〇〇新がペアで近所に存在しているのがわかる。1:50,000「魚津」昭和45年編集

本村。東北本線の岡本駅(栃木県)と同名なので、混同を避けるために新を付けたらしい。他に富山軽便鉄道には堀川新駅(大正3年開業。現富山地方鉄道南富山駅)、石川県の能登には矢田新駅(旧国鉄七尾線。後に七尾港と改称・廃線)があった。愛知県には刈谷新駅(大正3年開業。現名鉄三河線刈谷駅)、静岡県には藤枝新駅(大正2年開業。静岡鉄道駿遠線・廃線)、岡崎新駅(明治44年開業。西尾鉄道・廃線)。おそらくこれで全部だ。生まれはほぼ大正期である。これら8駅のうち北陸が5、東海が3なので分布はかなり偏っていると言えるだろう。このことは、当該地域に「新を末尾に付ける文化」があったと推論できるかもしれない。地名と駅名の関係はどうだろうか。

『角川日本地名大辞典 DVD-ROM』で新という字を「後方一致」で検索してみたところ「〇〇新」という地名は多く、およそ600も見つかったのは意外だった。まだ全部を確認していないが、6割以上を集計したところでは、その9割が北陸4県に集中している。中でも特に富山県は突出しており、全体の4分の3は同県だ。その他の地方は1割に過ぎないが、このうち兵庫県が多くを占め、あとは宮城県から熊本県にかけて少数が点在するのみであった。駅名のサンプル数は少ないが、北陸が多くを占めるという点では一致しているので、「〇〇新」と名付ける文化の存在はうかがわれる。〇〇新の地名の多い兵庫県にそのような駅が見当たらなかったのは残念だが。

〇〇新の最大分布エリアである富山県内では地域的な偏りはあまりないようで、ざっと見たところでは東端の下新川郡から西端の西礪波郡まで平均的に存在している印象であった。これらの地名を個々に見ていくと、新付きの地名は江戸期の新田開発に伴うものが多く、たとえば青出村が開拓した新村を青出新

村(上市町)と命名、あるいは飛弾の中山からの移住者による中山新村(立山町)、金山十右衛門の開拓した金山新村(富山市)といった開発主体となった村の名、または開拓者の名を付けたものが目立つ。

いずれにせよ、江戸時代では〇〇新村と称していたのだが、明治22年(1889)に行われた町村制に伴う合併で旧村が大字に移行される中で、〇〇新村は自動的に「足切り」が行われて〇〇新となったのである。しかしこれに抵抗感を覚える人たちもいたようで、現黒部市域など一部のエリアでは町村制以降も村の字を外さずに「新村」を大正期あたりまで貫いたところもあった。たとえば下新川郡飯野村大字上飯野新村という具合に「村」がダブルになっている(現入善町大字上飯野新)。

新村が発展してさらに新田開発を行うこともあり、そうすると富山県では又の字が用いられた。たとえば北野村から分村して誕生した北野新村がさらに新しく開発したのが北野又新村という具合で、大字としても北野、北野新、北野又新と3代揃って存在していた(荻生村→桜井町時代)ののだが、残念ながら昭和29年(1954)に合併で黒部市が誕生した際に「北野」にまとめられている。

興味深いのは、江戸から100年以上も経ってから誕生した〇〇新の地名だ。富山県内では、富山市に松木新という大字(元は松木、金山新、宮尾の各一部)が昭和58年(1983)に新設されているし、同62年には砺波市東別所の一部が東別所新となった。また魚津市では平成13年(2001)に相木の一部を相木新として分割している。これらの地域には〇〇新の地名が当たり前のように高密度で分布しているため、新しく区画するなら「〇〇新」にしよう、という発想にまったく抵抗がないのかもしれない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 765
2020 October



表紙写真

「女の子だって
野球が好き！」

第35回写真コンクール銅賞
大竹 正晃●神奈川会

我が家の長女もお世話になった少年野球チームには女の子が所属しています。OGには女子野球日本代表選手もいます。女子がもっと野球を続けられる環境が整うとよいですね。

地名散歩 今尾 恵介

03 土地家屋調査士制度制定70周年記念メッセージ

表示登記と筆界の専門家

獨協大学教授 小柳 春一郎
(地籍問題研究会代表幹事)

04 事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第75回 オープンデータがもたらす10年後の業務の想像

岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 教授 沢田 和秀

08 自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

令和元年台風15号、19号及び21号豪雨における千葉会の対応について

千葉県土地家屋調査士会 会長 秋山 昌巳

12 令和元年～2年度研究所研究中間報告

研究テーマ2

19 第11回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告 その1

23 事務局紹介

栃木会／秋田会／石川会／宮崎会／旭川会

28 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.80

青森会／高知会

31 土地家屋調査士としての人命救助について

33 所得補償保険のご案内

34 会長レポート

34 会務日誌

37 日本登記法学会

第5回研究大会開催のご案内

38 調査士カルテ Map 通信

調査士カルテ Map の地図機能の活用について

39 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム

調査士カルテ Map

40 土地家屋調査士名簿の登録関係

41 ちょうさし俳壇

42 編集だより

土地家屋調査士制度制定 70 周年記念メッセージ

土地家屋調査士制度制定 70 周年を記念しましてお世話になりました方々からのメッセージを賜りましたので、ご紹介させていただきます。

表示登記と筆界の専門家

獨協大学教授 小柳 春一郎
(地籍問題研究会代表幹事)



人口減少時代の不動産法制では、土地家屋調査士が果たすべき役割は大きく、近時に関連する法改正が続いている。

「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 29 号)による改正後の土地家屋調査士法(新)第 1 条は、見出しを、従来の「目的」から「土地家屋調査士の使命」に改めた。新第 1 条は、土地家屋調査士について、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界(…)を明らかにする業務の専門家」として、「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命」とした。土地家屋調査士は、表示登記関連業務だけでなく、筆界の特定、ADR 手続における代理や登記所備付地図の作成など活躍の場が拡大し、空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等にも専門家として参画してきた。これが法文に結実した。

この改正は、第 1 条旧規定の精神を継承しつつ、拡張している。第 1 条旧規定には、「不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」との文言があったが、これは、昭和 54 年法律 66 号「土地家屋調査士法の一部を改正する法律」による第 1 条改正に由来する。これに関して、参議院法務委員会の昭和 54 年 6 月 5 日の審議で、香川保一法務省民事局長は、「本来は登記制度というものによりまして、国民の不動産に対する権利関係を明確にするということでございますが、何と申しまして、所有権の

問題一つ取り上げましても、境界紛争があるというふうなことではこれは権利の保全にはほど遠いわけございまして、さような意味の、物自体を明確化するという意味で、調査士の業務はまさにさような面での重要性を持っておる」と論じていた。

昭和 54 年改正は、土地家屋調査士の職務について、表示登記に直接結びつける形での不動産の権利関係の明確化を期待したが、令和元年改正は、土地家屋調査士が表示登記と筆界の専門家であることを明記し、登記を中心に据えながらも、密接に関連する境界 ADR 等にも視野を入れている。これに関連するのが、令和 2 年の土地基本法改正であり、新設 6 条 2 項は、「土地の所有者は、…その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。」と定めた。

改正土地基本法は、土地所有者に所有者不明土地問題が生じないようにする責務を課したが、実際には、土地所有者自らが、登記手続や境界の明確化を行うことは不可能に近いから、専門家の役割が重要になる。これを具体化する立法が期待される。また、不動産登記制度の目的が単に「取引の安全と円滑」(不動産登記法 1 条)で良いかは、残された問題である。不動産登記制度が国の土地情報の基礎であることを考えれば、この点について、改正が必要と考えられ、土地家屋調査士の制度もそこに位置づけることが必要であろう。

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第75回 オープンデータがもたらす10年後の業務の想像

岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 教授 沢田 和秀

概要

インターネットの普及により、時間をかけずに多種多様な情報を手にすることが当たり前に感じられる中で、オープンデータによって、社会の安全安心と豊かな生活環境の実現を目指す方針が打ち出されている。より多くの有用なデータを誰もが使える社会になるためのきっかけについて考えてみた。

はじめに

インターネットの普及によって、輸送時間を必要としていた情報が、いつでもどこでも共有できるようになり、インターネットのなかった時代に、どのように情報を収集していたかを思い出すことが難しい状態になっている。このように、インターネットに関するハード的なインフラは急速に普及した。

ところで、インターネットのような情報通信手段を用いて、どのようなデータが流通しているのだろうか。例えば、筆者の専門分野は土木工学の中にある地盤工学であり、豪雨等を起因とする斜面災害に関連する対策を考える機会が多い。土砂崩壊の応急

復旧の際には、土砂崩壊の再発を防ぐために、崩壊のメカニズムを探る。そのとき、崩壊前の詳細な斜面地形の情報があると、崩壊のメカニズムを考える大きな手助けとなる。この斜面地形の情報のほとんどは、航空レーザー測量によって得られたもので、公共測量の情報(公共データ)である。最近では、50 cmメッシュのDEM (Digital Elevation Model) を保有する自治体もあり、これらのデータを使うことで、詳細な地形を把握することができるため、適切に斜面災害対策を講ずることが可能になる(図1)。公共データであるため、公共のためであれば、無償で使用できる。ただし、50 cmDEMのような詳細地形データは、数GB～数十GBという容量になることもあり、容易にやりとりできない難点があった。データを保有する管理者に問い合わせ、貸与の手続きを交わし、ハードディスクドライブを郵送するなどしてデータの受け取りをすることが一般的だったが、いまは数分で入手可能である。

このように、公共データは、公のためであれば無償で使用可能であったが、所定の手続きが必要であったことと、データの形式や存在が公開されていなかったため、広く使われていたとはいえない。

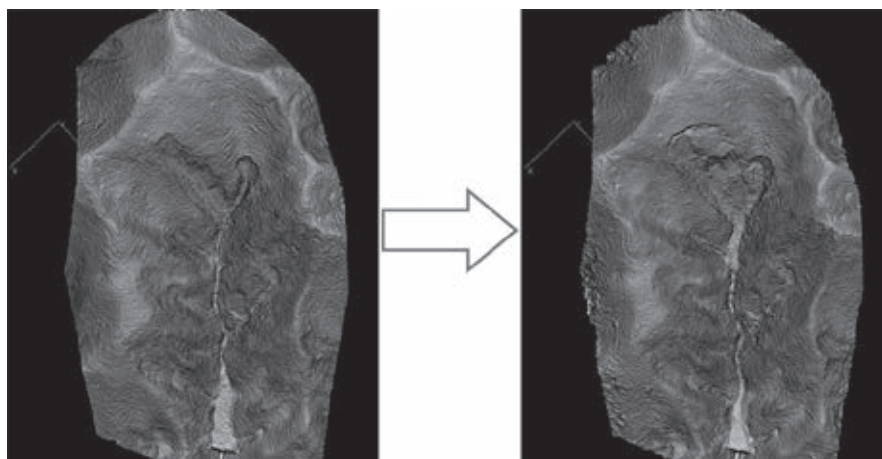


図1 詳細な地形情報(公共データ)による斜面形状の変化(岐阜県提供)

データ利活用の転機

官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)が施行され、有用なデータを流通させ活用する手続きが後押しされることになった。官民データ活用推進基本法は、「インターネットなどの情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、少子高齢化等の課題解決に資する環境をより一層整備するため、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、その基本理念を定め、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。」とされている。時代に即した、情報の流通を支援する取組である。

上記基本理念の中で、官民データは、国民に不利益をもたらさないことを条件に活用することが重要である。条文では、安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすることとある。つまり、官民データを利用することが、国や地域の発展に資することが必要とされている。しかも、官民データは、先述したように公共データである必要がないため、より多様な情報を流通させやすいが、多種多様の大容量情報を扱うには、通信手段の充実が必須である。そこにも官民データ活用推進基本法に、それを促進させる重要性が明示されている。これによって、以下を目標とする基盤が整っている。

- ・データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進
- ・国民一人一人が今まで以上にきめ細かいサービスを享受できる社会の実現
- ・防災や見守りをはじめ、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現

ところで、ここまでの説明に違和感がある方もいると思う。一般には、条文の「安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されない」ような情報は全体的に多くない。例えば、学生にレポートを課すと、関連情報を調査するために、彼らはまずインターネットを利用する。その際、正しい情報の源に偶然たどり着く学生もあるが、大多数は、検索されやすいように誘導された情報を「正しい情報」として利用する。学生が調査する事例であるため、良例とは言いがたいが、流通するデータが確かな情報であることを確認することが重要である。

公共データの利活用

官民データの活用を後押しする形として、平成29年にオープンデータ基本指針が配された。オープンデータ基本指針は、官民データ活用推進基本法によるこれまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づいて、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。オープンデータ・バイ・デザインは、公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うことである。つまり、公共データは、使われやすい状態で公開されることが当たり前で、しかも誰でも使いやすいように支援されるということである。オープンデータ基本指針の概要には、以下の項目ごとにわかりやすく示されている。

- 1 オープンデータの意義
- 2 オープンデータの定義
- 3 オープンデータに関する基本的ルール
- 4 オープンデータの公開・活用を促す仕組み
- 5 推進体制
- 6 地方公共団体、独法、事業者における取組

オープンデータ基本指針では、官民データ活用推進基本法とは異なり、公共のデータを使うことが基本とされている。公共データは、公共事業によって取得され、蓄積されたものである。ここで、公共事業とは、政府や地方公共団体が、市場等の環境や状況により適切な量の供給が望みにくい財やサービスを提供する事業のことであるため、広く国民が平等に得る権利を有するものと捉えられる。地形データで紹介したように、官民データ活用推進基本法が施行される以前は、いくらかの手続きを経てデータのやりとりがされていた。現在は、官民データ活用推進基本法、また、オープンデータ基本指針で提示されているように、データは使いやすいように加工、公開され、それらが流通しやすいように行政の骨組みができあがりつつある。

一方、オープンデータ基本指針が示されたからといって、急速に何かが変化するわけではない。これは、データ利用しやすい環境が整備されても、どのデータが、どういう場面で活用できるかがわからないことも考えられるためである。活用には、特定目的のため、何らかのデータを活用する企画が必要であり、企画を実現させる持続力も要するため、指針に則った活動と行政からの継続的な支援が重要であ

る。またこのようなデータ活用が推進されるより前から公共データ等を扱って種々の業務を実施していたデータ利用者は、各種データが自由に流通することに対して、「既得権のようなもの」を守りたい感情も存在するだろう。しかし、オープンデータの活用により、データ利用の既得権という考え方はこの政策にそぐわない。

データを公開しているデータ管理者(行政)は、データ利用によって業務が煩雑になることを嫌うことも考えられる。業務量が増えること以上に、オープンデータによって、何らかの不具合や不都合が発生した場合を想定し、オープンするデータの量を制限している可能性もある。このような弊害にも対応できる企画が重要である。

オープン化のための考え方

オープンデータを可能にするには、オープンデータ基本指針に基づき、いくつかの課題をクリアする必要がある。以下にオープンデータに資する考えを並べてみた。

- 1) 行政が管理しているデータを分析し、公開できるものとできないものを区分する。管理者は、自らが管理している情報をよく把握しているため、この手続きは必要ないと思われるかもしれないが、部署を超えて類似した情報が重複している可能性は低くない。縦割り管理の風通しをよくする意味でも重要と考える。
- 2) 社会が、どのようなデータを欲しているか分析する。行政がこのような分析をする場合、分析をするための理由を必要とする。仮に、オープンデータ化する優先順位を決めるためとすれば、優先順位付けの理由が必要となる。ところで、公開する公共データに優先順位があるとすれば、それは、役に立ちそうな情報と考えられるが、役に立ちそうと決められる根拠のために時間がかかる。では、できる範囲で公開してはどうだろうか。
- 3) 行政が公開できる公共データを分析する。これは、2)で示した一般に求められるデータの逆の考え方である。この場合であっても、やはり分析をするための理由を必要とする。いつ何に役立つのかわからない情報に対し、労力を費やして公開することには抵抗があり、行政業務の総合的な優先順位としては低いと考えられる。では、一体それを公開できるのはいつになるのだろうか。
- 4) 他の行政の実績や実例を参考に、各自治体で可

能な範囲でオープンデータ化する。実施例があることで、最初の失敗例になる可能性が低くなるため、この手法は一般的である。自治体ごとで文化や歴史、環境が異なるため、地域の要望やイメージとかけ離れた内容をオープン化すると、公共データのあり方を問われることになる。

すべて一般的な考え方だが、これらを組み合わせるなどで、公開の障壁が減ることを願う。

オープンデータの意義

オープンデータは、「機械判読に適しており、二次利用を可能とするもの」とされているため、2次利用、つまり加工が前提とされている。ここで、機械判読に適したデータは、JPEGやPDFファイルといった、テキスト情報をコンピュータで識別できないデータを含まないもの、特別なソフトウェアを要しないものである。二次利用が可能であるため、自由にデータを加工して利用できる。

例えば、2011年にニューヨーク市では、透明性向上などを目的に市の情報を公開した。これは、自治体の情報が公開されることによって、新しい行政のあり方を見直すだけでなく、その情報を基に市の動きを分析し、事業展開の幅を拡げる足がかりにもなった。この取組に倣い、合衆国内ではオープンデータが発展したと言われている。<https://opendata.cityofnewyork.us/>

オープンデータ化された情報のそのものでなく、加工できるからこそ新しい発想が生まれる。ここにオープンデータの重要性があり、また公共データであることで信頼できる情報として活用されやすいといえる。一般には、公共データの信頼性は高いと思われるが、2次利用可能であることから、データ利用の際には、その確からしさを確認することも重要である。公開されるデータは、ビッグデータである必要はなく、また、新しいアイデアの発生やイノベーションにつながる必要があるわけでもない。しかし、公開され、何らかの利用や分析により、持続的な発展につながる可能性が高い。公開された情報が活発に流通することによって、より信頼性の高い情報の蓄積と公開につながる。「そんなもの必要なのでは？」と当初思っていたことが当たり前になり、発展している。水道のセンサー、自動車スマートキー、キャッシュレス、顔認識などは、目的だけでなくcovid-19対応で重宝している。まずオープンデータ化する企画力と実行力が必要である。

地形情報と土地所有者情報

先述したとおり筆者の専門は斜面防災であるため、地形データを活用する頻度が高い。地形データは、一般に、公共測量規程に準じた情報管理がされているため、世界測地系を基盤に形式化されている。近年は、国土交通省の事務所だけでなく、都道府県でも航空レーザー測量データが取得、蓄積されており、データの利用申請から貸与までの手続きも簡潔で便利になってきた。一方、災害復旧に当たっては、官民境界や土地所有者の確認など、地籍に関する情報が必要となる。よく管理されている土地所有者情報があれば、復旧等で問題になることは少ないが、斜面災害等は山地で発生するため、林地の所有者情報が必要となる。近年は、所有者不明の土地が多く存在することにより、災害復旧だけでなく、農地集約化、耕作放棄地対策、林業再生、道路などの公共事業、空き家対策など、さまざまな場面で問題となっている。森林法改正によって、市町村が所有者等の情報を林地台帳として整備することが義務付けられたが、土地所有者は、達成後の成果が想像できず、調査は大きな労力を必要とするため難航している。

一般に、個人で土地を所有する機会は、一生に一度あるかないかのイベントだが、個人の財産管理という事実だけでなく、山林の保全や防災など、公共に資する問題である。例えば、官民境界がどこであり、所有者がわかっている土地とそうでない土地がどこであるかを、GIS上に色分けしてマッピングするだけでも、何をすべきかが明確になってくる。高齢化で所有者がよりわかりづらくなっていくため、早急に行うべき社会問題と考える。これら地籍を管理するには、基準点等の情報が重要であるが、所有者が変わるなどの場面で必ず測量するため、置き去りにされやすい情報である。例えば、パズルのピースがいつはめ込まれたか、というイメージのGIS情報として存在してもよい。

このような情報の公開を提案できるのは、公的な立場で測量を実施できる測量士と土地家屋調査士以外あり得ない。その他では問題の本質を理解できないからである。少しずつでも、情報管理者と協力し、パズルのピースをはめ込んだ状態に見える化して公開することが望まれる。国土交通省では、同様の方法を推奨している(図2)。それを見ることで、関係者の理解度は飛躍的に向上するはずである。

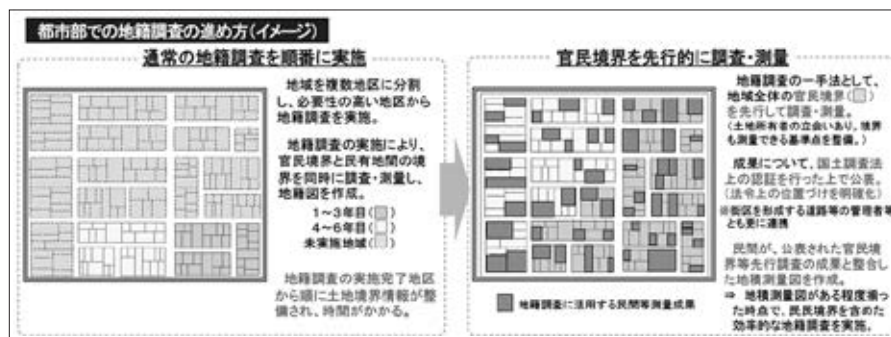


図2 パズルピースを埋め込むイメージ
(令和元年6月28日国土調査のあり方に関する検討小委員会参考資料より抜粋)

おわりに

10年以上に渡り土地家屋調査士の方々にご指導いただいているが、要点を示せない未熟な文章となった。専門でない立場からすれば、地籍情報の充実には、電子地図上に可能な範囲で公開してよい情報を塗りつぶしていく必要を感じる。政府が、SOCIETY5.0を推しているため、データはビッグデータ、空間情報は3次元でなければいけないと思いついてしまいが、地籍情報に必要なのは2次元的境界である。ビッグデータは解析の仕方を間違えればただの大量のデータであるし、3次元空間情報は

プリントすれば2次元になってしまう。目的は、安全で安心して暮らせる社会と快適な生活環境の実現である。そのためには、手段に惑わされず、どんな情報をどのように公開することが適切なのかを、現場をよく知る専門家が企画提案し、課題を解決できる情報を公開する機会を増やすことが望まれる。オープンデータのために一旦業務が煩雑になる壁を越えなければ、次のステージでオープンデータによる利益を共有するに至らない。情報を扱う専門家は、SOCIETY5.0等で推進される技術の発展をみながら、オープンデータによってどのような未来を創ることができるかを説明する力が必要である。

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

令和元年台風15号、19号及び21号豪雨における 千葉会の対応について

千葉県土地家屋調査士会 会長 秋山 昌巳

1 はじめに

令和2年7月、梅雨前線の長期停滞による豪雨が九州を襲いました。河川の氾濫等により多くの家屋が倒壊や浸水被害に見舞われ、多くの住民が避難所生活を余儀なくされました。九州から遠い千葉の地にあっては、何もすることができません。ただただテレビの報道を見て、自分が無力であることを思い知るだけです。そういえば、昨年もこんな気持ちになったことを思い出しました。今年に入ってから、コロナ一色で、あろうことか昨年の千葉の台風被害のことをすっかり忘れてしまっておりました。

そんな時、事務所で内業をしていた私の携帯が鳴りました。登録されていない携帯電話からの着信だったので、恐る恐る(笑)出てみると、連合会広報部理事からの電話でした。要件はもちろんこの寄稿に関する依頼です。喜んで(?)引き受けることを約束し、自ら筆を執ることにしました。令和2年7月の豪雨でお亡くなりになった方に対するお悔やみと被害に遭われた方に対するお見舞いを申し上げるとともに、この寄稿が全国の単位会における今後の活動に少しでもお役立ていただければ幸いです。

2 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定

千葉会では、10年ほど前から千葉県下の市町村と災害協定を結ぶ活動を行っており、現在では54ある市町村のうち53市町村(昨年の災害時は51市町村)と災害協定を締結しております。

この協定は、市町村内において地震、風水害その他の災害等が発生した場合に、各市町村から千葉会に対して行う災害時における家屋被害認定調査等に関する支援協力の要請に関し、その手続を定め、円滑な協力が実施できることを目的としており、認定

調査等の内容は以下のとおりです。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、市町村の職員と連携して行う市町村内の家屋の調査
- (2) 市町村が発行した罹災証明に関する住民からの相談の補助
- (3) 建物滅失登記申請手続に関する相談
- (4) 土地境界復元等に関する相談

3 罹災証明書とは

罹災証明書とは、災害によって自宅や事業所などが被害を受けた場合に、市区町村が被害認定調査をした上で発行する「災害による被害の程度を証明する書面」です。

罹災証明書は、各種被災者支援制度の「被害の程度」に関する要件を満たすかどうかの判断資料として幅広く活用されており、災害対策基本法第90条の2に基づき発行される証明書です。

4 住家被害認定調査とは

住家被害認定調査とは、被災した住家の「被害の程度」を認定するための調査です。被災者の申請を受けて地震や風水害等の災害によって被災した住家を調査し、一定の基準に基づいて被害の程度を認定して、認定結果に基づいて罹災証明書が交付されます。認定の判定基準は以下のとおりです。

認定区分	内容
全壊	損壊が甚だしく、補修しても再使用が困難
大規模半壊	半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修をしないと居住することが困難
半壊	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる
半壊に至らない	損壊があるが半壊には至らない

5 千葉会が実施した住家被害認定調査に関する情報集計について(日付は令和元年)

昨年の台風の被害により損壊した家屋の罹災証明書発行のための調査に対する協力員の派遣及び当該調査の研修を次のとおり実施しました。

(1) 台風15号対応

①派遣状況

千葉市 9月19日から9月27日期間中の8日間 延べ85名
君津市 9月21日から10月1日期間中の11日間 延べ45名
富里市 9月24日から10月4日期間中の9日間 延べ34名
富津市 9月28日から10月6日期間中の9日間 延べ10名
成田市 9月30日から10月4日期間中の5日間 延べ14名
長柄町 9月24日から9月26日期間中の3日間 延べ10名
鋸南町 9月27日から10月4日期間中の8日間 延べ37名
多古町 9月30日及び10月2日の2日間 延べ6名
長生村 9月30日の1日間 延べ1名

派遣期間 9月19日から10月6日

延べ派遣日数 56日 延べ派遣人数 242名

②研修

9月18日(水)

第1回 風害による住家被害認定研修会(特設) 14名

9月19日(木)

第2回 風害による住家被害認定研修会(特設) 14名

9月20日(金)

第3回 風害による住家被害認定研修会(特設) 14名

9月24日(火)

第4回 風害による住家被害認定研修会(特設) 5名

9月25日(水)

第5回 風害による住家被害認定研修会(特設) 14名
(他会2名含む。)

9月26日(木)

令和元年度防災研修会(毎年) 35名(他会4名含む。)

9月26日(木)

安房支部 風害による住家被害認定研修会(出張) 12名

9月27日(金)

印旛、香取、東総支部 研修会(出張) 60名

10月1日(火)

公囀協会東葛 風害による住家被害認定研修会(出張) 21名

10月2日(水)

第6回 風害による住家被害認定研修会(特設) 9名
(他会1名含む。)

10月4日(金)

東葛支部 風害による住家被害認定研修会(出張) 23名

研修回数 11回 延べ参加人数 221名

(2) 台風19号、21号対応

①派遣状況

千葉市緑区

11月1日、11月5日～11月8日、11月11日～15日(土日祝日を除く。) 10日間 延べ21名

八千代市

10月15日、11月12日の2日間(再調査) 延べ2名
長柄町

10月31日～11月9日の10日間 延べ41名

11月20日～11月21日の2日間(再調査) 延べ2名
長南町

11月5日、11月11日、11月15日の3日間 延べ4名
多古町

11月6日の1日間 延べ1名

派遣期間 10月31日～11月21日

延べ派遣日数 28日 延べ派遣人数 71名

②研修

10月30日(水)

一宮支部 水害による住家被害認定研修会(出張) 13名
11月1日(金)

第1回 水害による住家被害認定研修会(特設) 22名

11月5日(火)

第2回 水害による住家被害認定研修会(特設) 10名

11月11日(月)

市川市 住家被害認定研修会(午前・午後)(出張) 5名

研修回数 4回 延べ参加人数 50名

6 千葉会の災害対応に関する規則、規程及びマニュアルについて

千葉会では災害対応に関し、以下の規則、規程及びマニュアルを整備しております。実際に災害に直面すると作成時に想定することのできなかった事象が起りますので、定期的に見直しを行い、修正をしていく必要があります。

(1) 大規模災害対策に関する規則(平成26年3月11日施行)

(2) 災害対応マニュアル(平成26年3月11日作成)

(3) 災害協定支援規程(平成29年4月18日施行)

(4) 大規模災害対策基金に関する規則

(平成29年5月16日施行、令和2年1月9日一部改定、施行)

7 現地対策本部の活動について

令和元年9月17日現地対策本部を立ち上げまし

た。被害状況には地域差があり、私の事務所がある市川市は被害がほとんどなかったため初動が遅れてしまい、台風上陸から1週間後の発足となってしまいました。大きな反省点の一つです。現地対策本部における会議等での確認事項と各班における活動内容及び結果は次のとおりです。

(1) 現地対策本部会議での確認事項

- ①台風15号被害に関する対応について
- ②名 称：台風15号被害現地対策本部
- ③構成員：次のとおりとする。
本 部 長：秋山昌巳(総括)
副本部長：土倉靖章(総務・給付)、田中浩史(調査)、小笠原直隆(記録)
総 務 班：瀧野孝祐(班長)、大倉 寛、木村英司
調 査 班：鎗田昌夫(班長)、齊藤幸司、坂本晋介、森山知浩
給 付 班：須藤竜太(班長)、渡邊 実
記 録 班：久保忠博(班長)、江口洋平、佐用朋貴
- ④現地対策本部の任務は、次のとおりとする。
(ア)会員の被災状況調査
(イ)会員の救援
(ウ)会員への義援金等の管理及び給付
(エ)災害協定を結ぶ各団体との連絡調整
(オ)その他救援活動に必要な事項
- ⑤各班の任務は、次のとおりとする。
(ア)総務班は、現地対策本部の庶務及び会計、災害協定を結ぶ団体との連絡調整
・災害協定を結ぶ団体からの協力員派遣要請の受付及び情報整理
・災害協力員のアテンド調整
(イ)調査班は、被災地の人的・物的な被災状況の把握
・OpenPNE(情報共有ツール)に投稿された情報の整理及び集計
・安否確認が取れない会員に対し、支部長と連携して、安否情報の収集
(ウ)給付班は、被害の程度に応じた義援金等の給付及び物資の給付
・千葉会の見舞金配分のまとめ
・連合会の義援金に関する規則の調査、手続方法の調査
・協力員派遣に関する保険手続の取りまとめ
(エ)記録班は、各班の活動状況の記録、住家被害認定研修の準備
・各班の活動状況の把握、記録(まとめ)

- ・住家被害認定の研修準備 特に風害の対応について

⑥各班の情報の共有は、次のとおりとする。

OpenPNE(情報共有ツール)の「現地対策本部」コミュニティの「台風15号現地対策本部」トピックに書き込みを行う。

(2) 本部長

- ①会員、支部長、日本土地家屋調査士会連合会、各土地家屋調査士会向け文書の発信
(ア)会員向け文書の発信
(イ)支部長向け文書の発信
(ウ)日本土地家屋調査士会連合会向け文書の発信
(エ)各土地家屋調査士会向け文書の発信
- ②支援金の依頼
日本土地家屋調査士会連合会へ支援金の依頼

(3) 総務班

- ①住家被害認定調査員の募集について
- ②調査員のアテンド調整
(ア)役員の事務局詰め
・業務マニュアル
・配置表
(イ)協力員の派遣
・派遣期間 令和元年9月19日から令和元年11月21日
・延べ日数 84日
・延べ人数 313名

(4) 調査班

- 被災会員の調査
(ア)報告会員数41名
(イ)被害総額(申告ベース) 91,094,604円

(5) 給付班

- ①見舞金等の給付(千葉会) 40名に対し
3,858,841円
- ②義援金の給付(連合会) 24名に対し
6,100,000円
- ③派遣会員への日当等 142名に対し
2,835,000円
- ④協力員派遣に関する保険の契約
1年間 1,310円/人 200人分(出勤無しの場合500円/人)

(6) 記録班

①研修会の開催

地震、風害、水害に対する調査方法に関する研修を実施

②研修実施回数 15回

③研修参加延べ人数 271名

④記録の取りまとめ

8 まとめ

昨年の災害対応を通じて、私が感じたことをまとめとして記載させていただきます。

(1)災害に対する備え(特に災害対策費の積立)が重要!

平時においては、とかくおろそかになりがちです。行動するためにルールが必要になりますので、規則、規程及びマニュアルの整備、見直しをしておきましょう。そして、そのマニュアルどおりに動くことができるか毎年訓練をすることが重要です。特に重要と考えられるのは、やはりお金です。協定に基

づき会員を派遣した場合に、無償で働いてもらうわけにはいきません。会員が被災した場合の見舞金に加え、協力会員への日当等の支出に備えた積立金が必要になります。

(2)非常時は、早い判断と行動が重要!

ゆっくり議論している余裕はありません。会長の判断で素早く行動する必要があります。誤りがあれば直ぐに正し、方向修正していく勇気が必要かもしれません。

(3)住家被害認定調査は、土地家屋調査士ができることであり、土地家屋調査士の持つ「現場力」を活かすことのできる社会貢献活動である。

会員を派遣させていただいた市町村に大変感謝されました。職員への研修が行き届いていない、又は申請件数が多く、調査に対する時間的な制約がある状況においては、土地家屋調査士の持つ「現場力」が大いに役に立ったようです。

以上



千葉市の家屋被害



市原市の家屋被害



会館の工事足場が倒れる



会館前の自動販売機が倒れる

令和元年～2年度 研究所研究中間報告

令和2年度研究所の事業計画は、本年度の事業方針大綱を受け、土地家屋調査士の実務に即した研究を研究員、特任研究員及び研究所担当役員の下で引き続き行っていくこととしています。また、研究テーマ以外の事業については、地籍問題研究会、日本登記法学会及び各関連団体の行う研究論文発表会等へ研究員等が積極的に参加し、情報収集並びに研究発表を行える環境を作っていくこととしています。

現研究員の体制については、従来は、テーマ設定ごとに研究所新旧役員等からの情報を基に候補者を挙げ選任を行ってきましたが、初めての試みとして、まず研究所の研究テーマに関する考え方を示した上で、全国の土地家屋調査士会に研究員の推薦依頼を行いました。さらに、選任方法についても従来とは異なり、研究所から当該候補者に対し、テーマ策定の背景と具体的な研究内容及び研究に関する理念等について発信し、当該候補者との意見交換を経て選任を行いました。

こうして選任された研究員に、研究所の事業について周知を図るとともに、各研究テーマが土地家屋調査士実務に直結する提言・成果となるようその意識付けをお願いし、各研究について研究所担当役員と連携を図りながらスタートいたしました。

各研究テーマの研究概要につきましては、以下のとおりであり、研究員各位の研究成果は令和2年度末に完成されることとなっています。本号からは各テーマについての中間報告として、各研究員において研究されているテーマごとに順次紹介したいと思います。

テーマ1「歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究」(12月号掲載予定)

過去、研究所において、歴史的な地図・資料等に関する研究が行われてきました。これらの研究成果をそれぞれの地域において利用するため、研究員の地域における資料類と現地との比較等の検証を実施し、今後各ブロック・各单位会において同様の成果の利用ができることを目的とする研究。また、法務省地図管理システムに関し、公図等を利用したインデックスMAPの作成と利用により、地図の相隣関係の明確化と、権利の明確化への寄与。また、その運用や管理方法等について、その更新管理を行うことにより、地図精度の向上と、境界不明の予防に役立てられないかについての研究を行っています。

テーマ2「最新技術に関する研究」(本号掲載)

最新の機械技術の中から、UAVを利用した土地家屋調査士業務についての研究。また、リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査への土地家屋調査士の参加可能性について研究。さらに、UAVを利用できない都市部における一筆の土地の測量について、最近普及してきたSfM (Structure from Motion) 写真測量を応用した一筆地境界・道路境界の測量についての研究等を行っています。

テーマ3「不動産取引に関する研究」(令和3年1月号掲載予定)

不動産取引に関する土地家屋調査士業務の可能性とリスクに関して、「確定測量」の定義に関する研究と不動産業界への発信、税務申告手続に関わる土地家屋調査士業務の研究、筆界確認書に関する研究など、土地家屋調査士の日常業務に頻繁に関わる身近な問題についての研究を行っています。

テーマ4「国土が抱える問題に関する研究」(11月号掲載予定)

所在不明土地の問題や不法越境問題など社会的に問題となっている事案についての研究。また、防災の観点から緊急的な対応が必要となるため、事前復興に土地家屋調査士がどのように関わり、取り組むことができるかについて研究を行っています。

日本土地家屋調査士会連合会 研究所(研究所長 三田 哲矢)

最新技術に関する研究

研究員 本多 崇(東京会)、山中 匠(広島会)、横山太郎(釧路会)

一般的カメラによる土地・道路境界の写真測量及び自動化の検討

研究員 本多 崇

<はじめに>

第4次産業革命の時代に入り、産業構造が大きく変化することが予測され、少子高齢化による技術者不足や不動産価格の低下等が懸念されています。政府はSociety5.0時代に向けてデータ駆動型社会を構築しようと多くの政策を打ち出していますが、この度のコロナ禍の影響によりこれらの改革が加速してくるのではないかとの見方も出てきています。このような大きな変革に対応できる強靱な体質とするため、様々な業界で効率化、高度化の試みが行われています。

測量分野においては、i-Construction等でMMS (Mobile Mapping System)の活用や準天頂衛星による高精度測位、UAVによる低コストなど空中写真測量など多くの技術が開発され、効率化が図られてきておりますが、土地の境界測量では、いまだにTSを用いた手間のかかる測量を行っております。土地家屋調査士も時代に則した変革を今後も求められてくるものと思います。

<本研究の狙い>

本研究は、一筆の土地の境界及び道路境界の測量を、写真測量を用いてできるだけ自動化しようというものです。従来、写真測量は航空機を用いた航空写真測量が主体で、億単位の高価な機材を用いて飛行進路に沿って地表をオーバーラップ約60%以上、サイドラップ約30%以上で撮影してゆき、目的測量範囲を満遍なく撮影するものでありました。地上解像度は撮影素子の大きさと飛行高度により決まり、カメラ位置はGNSS (全球測位衛星システム)とIMU (慣性計測装置)により取得します。これらで撮影した写真は、基本的に進行方向の軸を固定

したステレオ撮影となります。従来の写真測量は大面積を測ることを主体としており、一筆地のような小さな土地には適しません。平成28年頃からi-Construction等によりUAV等が使われ始め、CIM (Construction Information Modeling / Management)の土量計算や工程管理、出来形測量などに積極的に用いられ、航空機を用いた場合より小範囲面積でも適応できるようになってきましたが、都心部では様々な制限により飛ばすことが困難で、機体を建物や人等に30 m以内に近づけることができないため地上解像度をmmレベルまで上げることも難しいこと等により、特別な許可を得ない限りUAV写真測量は都心部で使用することは困難となります。

そこで、本研究では、家が既に建っている一筆地の土地境界を測量することを目的に、最近普及してきたSfM (Structure from Motion)写真測量を応用し、小さな境界標でも検出できる1 mmの地上解像度と、将来的には境界標を自動で検出することを目的に近接SfM写真測量研究を試みました。写真測量は連続する写真の共通特徴点(パスポイント)を多

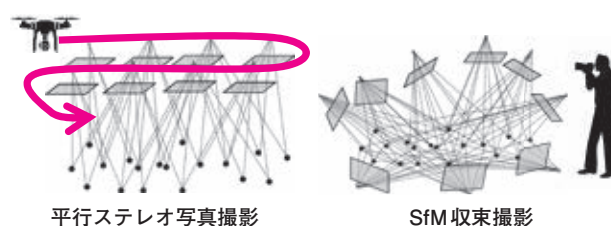


図1. 空中写真測量と近接SfM写真測量の違い1)
三次元画像計測の基礎、日本写真測量学会、2016,107

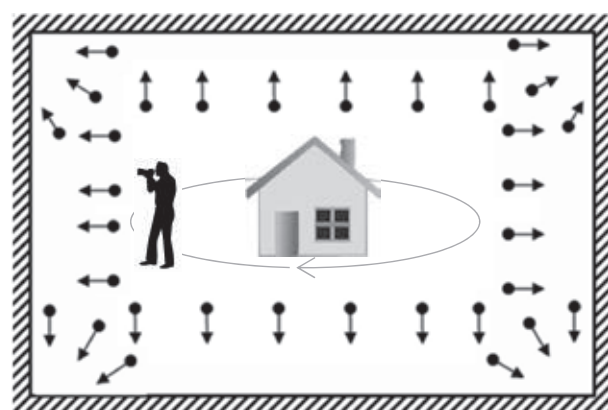


図2. 一筆地での閉合近接SfM写真測量

く取得することが測量精度を上げることとなるため、空中写真測量では地表を高いラップ率で満遍なく撮影し、彫刻などの美術品をSfM写真測量する場合は、対象物を回り込みながら様々な角度から撮影することで共通特徴点を多く取得できることが可能になります。

しかし、既に建物が建っている敷地の境界を写真測量するには、家が邪魔をし、満遍なく全敷地を測ることはできず、回り込んで様々な角度より撮影することもできません。そこで、家の周りの境界を、紙のような小さな境界標でも検出できる解像度での距離(2～3m程度)で斜めより撮影(オブリーク撮影)して行く、全く新しい写真測量手法を検討しました。

<研究成果の中間報告>

一筆地測量は地権者の許諾や、草木、物置等の障害物が多いため、道路境界の写真測量を先行して行うこととしました。使用機材は、土地家屋調査士が簡単に用意できるものを目指しました。今回は入門一眼レフカメラとiPhone11内蔵カメラを用いました。写真測量用ソフトはMetashapeを用いています。

写真測量の高精度化には、写真間で共通する特徴点が多いほど良いのですが、単コースのみの撮影だと、撮影進行方向以外では共通特徴点の密度が低下するため、ひずみが蓄積し湾曲が生じる場合があります。これを防ぐためには、サイドラップ率70%程度で3コース以上撮影することにより湾曲が生じにくくなり、撮影の最初と最後を同じ場所として閉合化することにより累積誤差を相殺できることが判りました。境界標部分の解像度を上げたい場合は、徐々に近づいて行って接写することによりその部分の解像度を上げることができると判りました。一方、風などになびく草や木等があるとその部分の共通特徴点が減少し誤差が生じやすくなり、マッチングができなくなる場合があるので、あらかじめ動かなくしておく処置が必要であることが判りました。図3は、道路境界を写真測量したものの一例です。

本研究では、誤差が少なく変形しにくいように写真撮影した点群を「強い点群」と呼んでいます。



図3. 道路境界での閉合近接SfM写真測量の例

<今後の方向性>

閉合近接SfM写真測量の精度をさらに上げていくことと、障害物の多い一筆地での問題点の明確化、CLAS等高精度なGNSS座標値による高精度化の検討、さらに先には、ディープラーニング等の機械学習(AI)により、写真測量の画像から境界標を自動認識させて、自動的に境界標座標値を取得できるようになればと考えています。

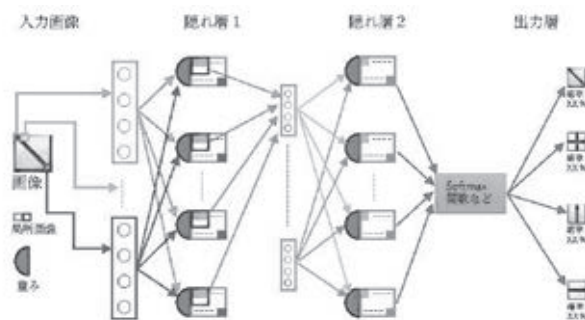


図4. ニューラルネットワークの概念図

<参考文献>

- 1) 日本写真測量学会(2016): 三次元画像計測の基礎—バンドル調整の理論と実践—、東京電機大学出版局、107

土地家屋調査士業務における UAV 利用 ～現代社会の要求・価値観の変化の中での土地家屋調査士～

研究員 山中 匠

現代社会の要求・価値観の変化の中での土地家屋調査士

国家資格者としてその専門分野について独占業務を持つ土地家屋調査士であるが、それは閉じた世界に生き、社会や時代の動向や要求が無関係にいられるということではない。

昨今、ビジネスの場で図1のようなバッジを目にすることも多くなってきた。これは2015年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「我々の世界

を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(所謂SDGs)の17の目標への取り組みをアピールするものである。



図1 SDGsのアイコンとカラーホイール

土地家屋調査士もこの中にある、

- 5. ジェンダーの平等
- 8. 働きがいも経済成長も
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11. 住み続けられるまちづくりを

といった項目などは無関係ではないし、一過性の流行りとしてではなく(いや、流行りとしてでも)どのように取り組みを社会に向けてアピールできるか考えてみる価値のあるものである。

また、国内でも一億総活躍社会に向けて「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方の実現が求められている。昨今のコロナ禍の中で生まれた「新しい生活様式」の中の「働き方の新しいスタイル」は、この方向により拍車をかけることになるだろう。

どのようなビジョンを持ち、未来に向かって何を行っていくのかを社会に問われているという意識を持って課題と取り組みを発信し、そのリアクションからまた気付きを得て課題を調整・再設定していくというサイクルと、その頻度がこれからは重要になってくるのではないかと筆者は考えるが、そうした大きく戦略的な部分は一研究員の扱う範疇ではない。しかし、そういった大きな戦略の枠の中での個々の戦術の中で、今、“新兵器”として着実に我々とその周辺の戦い方を変えてきているのが業務におけるUAV(以下、一般的呼称に倣い「ドローン」という。)の利用である。

今までは測量士補の試験以来触れることも稀であったかもしれないが、ドローンの利用によって土地家屋調査士にも可能となった空中写真測量などリモートセンシングによるデータの取得・解析は、従前の地上法のみによる現場情報の取得による業務形態に比べて

- ・作業上の性差、年齢、障害などによるハードルの大幅な低減

- ・業務の効率化による、ワーク・ライフ・バランスや高収益化の実現
- ・新技術利用による、優秀な次世代参入者へのアピール
- ・取得したデータの解析を通して身につく知識と今まで土地家屋調査士として積み重ねてきた知見を組み合わせた新たな価値の創造

などに資することができるものであり、これは社会や時代の要求に応え、土地家屋調査士の持続可能性を占う上でも重要な分野であると筆者は考える。

非常に進化の早い分野であるが、それ故に業界としての対応と、社会への発信、そして我々自身の働き方の変革、さらに未来の土地家屋調査士の可能性の拡張のために研究し解説することは責務であると考え本稿を執筆する。

土地家屋調査士が今ドローンに対応する必要性

ドローンの利活用はイノベティブなものであるが、それ自体は手段であり、明確な目的無しにはなんらの問題をも解決するツールとなるわけではない。しかし、近年機体の高機能化と低廉化によって5年、10年前には考えられなかった手軽さで、考えられなかった量の地理空間情報を驚くほど容易に取得できるようになった。空から一筆地の地上1cm前後の解像度で単写真や連続写真を撮るだけであれば、高性能なドローンを少し使いこなすことができれば「誰にでも」操作可能である。

我々、土地家屋調査士が実地での調査で見落とししてしまった重要な情報が、こうした「誰でも」撮れる何枚かの写真から読み取れてしまった、といったことは避けなければならない。そして今まで、地上に縛られていた現場における「土地家屋調査士の目」を空へと開放し、これに慣れ、情報の見落としがないのは無論のこと、そこから他の一般ドローン利用者や既にドローンを活用している他専門家、また測量を中心とした地理空間情報への参入を狙うドローンオペレーター等とは違った価値を創造していく必要がある。

ドローン周辺のハードウェア・ソフトウェアは数年スパンで様々な新機種の発売や、それに伴う機能面での価格破壊(古く、とはいってもカメラの標準搭載)、これが起こっている。特に価格面ではドローンの代表的なメーカーであるDJI社の機種で顕著だが、コンパクトデジカメや、高級コンパクトデジカメ(1インチセンサー、メカニカルシャッター)、

GNSS測量機器、サーマルカメラ、マルチスペクトルカメラ等をドローンに搭載しながら、飛行機能のついていない従来の単機能機種と大差ない価格になってきており、言ってみれば本来の「飛ぶ機能はおまけ」といっても良いところまで来ているのも特徴といえる。

昨今の技術や社会の展開の速さの中ではこうしたことが様々な場面で起こり得る。例えばこの10年少しの間で、我々はApple社を始めとするスマートフォン端末の急速な進化と普及の中、今まで単機能機種で賄っていた多種多様な機能(カメラ、ナビ、ゲーム、音楽プレイヤー、動画プレイヤーなど)が取り込まれ、今や「通話機能はおまけ」となってしまう様な経験をしてくれており、現在のドローンを取り巻く状況も特別予想外の事態というわけではないだろう。

さて、ドローンによる地理空間情報取得については基本的にハードウェア面でもソフトウェア面でも諸外国に引っ張られる形で進んでいる。これは諸外国のハードウェアとソフトウェアの進化に引っ張られてきたという面で、前述したスマートフォンの普及に似ていると言ってもよいかもしれない。実際、現在もドローンに関連する最新の論文や雑誌媒体での各種報告、インターネット上でのソフトウェアやその使い方に関する蓄積はやはり圧倒的に英語のものが多くのが現状である。

また、測量業界においては所謂i-constructionの中で「UAVを用いた公共測量マニュアル(案)」として公共測量のための基準が設定されており、当然こちらも隣接専門職種として知っておくべきものである。しかし、同時にこれは一般に土地家屋調査士が業務上行うUAVでの調査・測量とはかなり性格が異なる部分があることにも留意する必要があるし、それ以上にi-constructionの目的は業界の高齢化から見込まれる人手不足や業界イメージの刷新、生産性向上などであることを念頭におき、ただ模倣するだけではなく「我々であればどうあるべきか」独自に考える必要もあろう。

ドローン(とGIS)もトータルステーション(とCAD)のように、一般的なツールになっていくことは間違いない。また、現在はまだ土地家屋調査士が現実的に導入可能なドローンは所謂カメラを搭載した機体であり、これによって空中写真測量を行うといった利用方法が主となるが、これもやがてはLiDAR搭載ドローンの低廉化・小型化によっていづれシフトもしくは併用の形になっていくであろうと予想される。(現に前述のDJI社が2020年に発表

したLivoxブランドのLiDARセンサーは7万円台からラインナップされている)

少し先(といっても5年から10年程度であろうと予想するが)のことまで考えるのであれば、写真測量であれ、LiDARを使った測量であれ最終的に必要なのは成果品の本質的な部分である三次元点群の編集処理・解析などの取扱技術である。現在は実務者・官公署ともに最終的な成果品を二次元紙媒体的な性格のものに落とし込む慣習があるため、どうしても二次元視覚的に映えるオルソ画像や立体解析図などに関心が集まりがちであるし、当報告書もまずはそういった表現について大半の稿を費やすが、ドローンによって我々が容易に得られるようになった測量・計測データとして、本質はあくまで三次元点群であってレガシーな平面図の表現ではないことは常に意識しておかなければならない。

繰り返しになるがドローンの利活用が、この変化の激しい社会の中で土地家屋調査士が将来に渡って必要とされる専門家であるためにどうあるべきなのかという大きな戦略の中で、どのような位置にあるのか常に自ら考え意識していくことが肝要である。我々、土地家屋調査士が専門家の知見をもってこうした技術をどのように利用し、それがどのような問題を解決し、社会に対して価値を提供し、責任を果たせるのか考え試行しながら利用してこそ意味がある。

こうしたことを念頭に報告書としては、まず土地家屋調査士が実際に実務でドローンを利用していくための道筋を難易度に沿って段階的に解説していきたい。

具体的には

- ・STEP1 単画像を用いて一筆地現場の建物・現況地目を調査し調査素図を作成する。



- ・STEP2 広大であったり、高低差の大きい現場で複数画像を用いて簡易的なオルソ画像を作成し、調査素図を作成する。



- ・STEP3 対空標識の計測を行った上で精度検証がされたオルソ画像を作成し現況平面図を作成する、または現況平面図に代えて利用する。



- ・STEP4 解析時に生成された点群を解析することによって可能となる表現とオルソ画像との合成



- ・STEP5 点群解析と“土地家屋調査士”の目を組み合わせ合わせて航空レーザー測量の成果を解析し広範囲な公図の評価や山林境界の検討を行うといった流れを考えている。



STEP1～5の参考映像については、日本土地家屋調査士会連合会の会員の広場から会員専用ページ内の動画を参考とされたい。

調査士版シェアリングエコノミーの可能性

研究員 横山 太郎

1 その設備投資、本当に必要ですか？

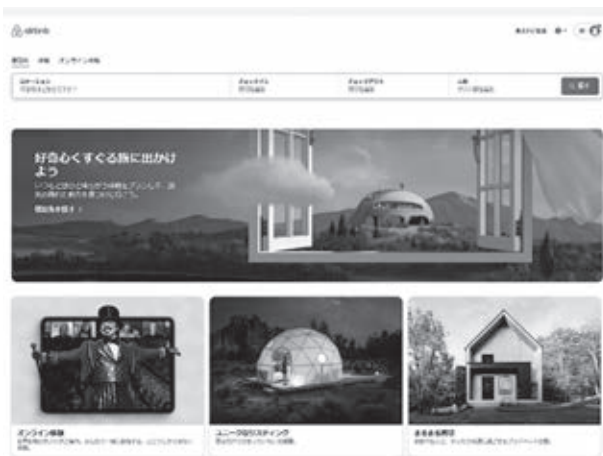
土地家屋調査士白書2020によると、土地家屋調査士の会員数は平成14年をピークに減少傾向にある。今後どのように推移するかは不明であるが、生産年齢人口が減少している中で土地家屋調査士だけが増加するとは考えにくく、今後も調査士の減少傾向は続くであろう。

一方、測量業界では深刻な労働力不足が起きており、同時に働き方改革が求められている。このような状況において、国民のニーズに応え続けるためには更なる業務の効率化が求められることになるであろう。

一般的に生産性向上のためには設備投資が必要になる。しかし、高額な設備を導入しても実際どれだけの稼働率があるだろうか。業務効率化のためにリース料の支払いに追われていては本末転倒である。このような悩みを解決する手段として、「調査士版シェアリングエコノミー」の可能性について検討する。

2 余剰資産がお金になる

民泊サービスの先駆者であるAirbnb（エアビーアンドビー）は、遊休不動産を活用したい人と、多様なニーズを持つ旅行者をマッチングさせるプラットフォームである。このように個人所有の遊休資産を、それを必要とする人に貸し出すのが典型的なシェアリングエコノミーである。



民泊サービスairbnb

3 「所有」から「利用」へ

近年、シェアリングエコノミーが普及している要因として、ITサービスの普及、もう一つに現代人の「所有」に対する意識の変化が挙げられる。

「若者による車離れ」といわれて久しいが、マイカーに憧れを抱く若者が減る一方で、車を単なる移動手段と割り切り、必要な時だけ自動車を使用できるカーシェアリングを利用する人が増加している。また、不動産においても空き家や所有者不明地が社会問題となり、「負動産」というワードが誕生した。

「所有する喜び」より「所有することで負担や責任を負いたくない、モノに縛られたくない」と合理的に考えた結果、借りる、あるいはシェアすることを選ぶ人が増えていることは必然ともいえる。

4 調査士版シェアリングエコノミーの可能性

一般的に土地家屋調査士は個人事務所が多く、財務基盤も企業に比べて脆弱である。

特に開業から数年は売上も少ない上に、測量機器の設備投資は大きな負担である。一方で順調に受託

件数を増やしている土地家屋調査士の中には、新型トータルステーションを導入したが、旧型トータルステーションも何かあったときのために大事に保管している、という方も多いのではないだろうか。調査士版シェアリングエコノミーはこのような使っていない測量器械を、必要としている土地家屋調査士に有償で貸し出すことができるシステムである。

最新の自動追尾トータルステーションやGNSS測量機、レーザースキャナ等の高額器械も、購入前に試用することができる上に、稼働率が見込めなくても手軽に導入することができる。さらに、実際の所有している同業使用者の声を聴くことができることも調査士版シェアリングエコノミーの魅力となるであろう。

5 トラブルへの対応

一方で、大事な測量器械を貸し出すことに抵抗感を抱く人も一定数いるであろう。破損、盗難等のリスク対応も検討を要する。尚、既存のシェアリングサービスでは、評価システムによる悪質者の排除や、保険サービスの利用などがされている。

6 様々なシェアの可能性

モノ（測量器械）だけでなく、人（補助者）のシェアや仕事のシェアの可能性も今後検討していきたい。個人情報の取扱いや土地家屋調査士法との整合性など課題はあるが、土地家屋調査士人口が減少する中で、今後資源、仕事、知識を同業者同士が競い合うだけでなく、分け合うという考え方が今まで以上に求められているのではないだろうか。シェアリングエコノミーはその答えの一つになるであろう。



第11回全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告 その1

全国一斉不動産表示登記無料相談会が、令和2年も「土地家屋調査士の日」である7月31日を中心に実施されました。

本年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新しい生活様式が実践されている中で、全国各土地家屋調査士会においても大変厳しい状況での開催となりました。

各ブロック協議会を代表して下記の土地家屋調査士会から寄稿いただきましたので、当日の様相や相談会周知への取組などを2回にわたり掲載いたします。

岩手会、香川会、鹿児島会、釧路会、東京会、奈良会、広島会、三重会

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

「全国一斉不動産表示登記無料相談会」

岩手県土地家屋調査士会
一関支部 小山 正

岩手会一関支部は県南部の一関市と平泉町に在籍する17名の土地家屋調査士の支部です。少数会員ながら会長、副会長、常任理事等日々本会の役員を輩出する伝統のある支部です。

支部事業として必ず毎年計画されるのが、年2回の表示登記無料

相談です。2回の時期としては、4月1日の「表示登記の日」と10月1日の「法の日」に開催していましたが、ここ10年ほどは「表示登記の日」の開催を「土地家屋調査士の日」にシフトした形になっています。開催方法としては、「各会員事務所」と「年度毎に選定した地域内2か所の会場」での相談を交互に行っています。無料相談の周知方法としては自治体発行の広報や地元紙への広告が主です。毎年相談件数が少ないことから広報担当会員が苦勞するところですが、相

談が少ないということは、この地域では①土地家屋調査士がかなり認知されている。②登記や境界について不明や問題があるときは、近くの土地家屋調査士に気軽に相談できる環境にある。などと勝手な妄想？をして定期便のように必ず年2回開催しております。

無料相談の新聞広告内容には、相談者が相談しやすいようにと、各会員の事務所の地域と氏名及び電話番号を掲載して実施しています。この事は私が支部の広報担当からですので30年以上続いていますし、地元紙の変わらぬ協力もあって続けております。

残念ながら、今年は相談件数0件でしたが、昨年度は同一相談者が2か所の会場で、同一の相談をしていることが判明しました。地図訂正がらみの相談でしたが、相談者の切実な胸の内を感じさせられました。相談したことで少しは気持ちが軽くなっていることを信じたいです。私達土地家屋調査士は、地域の住人として、我々が持っている知見で地域のために貢献したいものだと考え、今後も表示登記並びに境界に関する無料相談事業を継続していきたいと考えております。

ご存じですか？ 7月31日は

『土地家屋調査士の日』です

表示登記の無料相談を行います。

7月31日(金) 午前10時より午後3時まで
右記の土地家屋調査士事務所にて行います。
(電話で事前に予約して下さい。)

こんな時、ご相談ください。

●農地を宅地に
変更したとき



●相続や贈与、
売買などで土地
を分割、または
合併するとき



●土地を買うときは
境界の確認を



●建物を新築、
増改築した
とき



**土地家屋調査士は
表示登記の専門家です**

市外局番 ☎0191
一関市

赤 荻 小 山 正	☎25-3515
山 目 境 佐 藤 英 志	☎33-2355
城 内 宮 崎 健	☎21-1689
青葉一丁目 小 岩 邦 弘	☎23-8214
宮下町 辻 山 富 紘	☎31-8917
花泉町 小野寺陸郎	☎82-2357
花泉町 佐々木雅之	☎82-2302
花泉町 千葉 崇 平	☎82-3640
東山町 小野寺 繁	☎48-2116
東山町 千葉 博 幸	☎35-2566
東山町 梶 沢 光 芳	☎48-5571
千蔵町 田 川 正	☎52-2255
千蔵町 芳 賀 義 明	☎53-2215
川崎町 三 浦 義 則	☎43-2772
大東町 小野寺清一	☎75-2626
大東町 三 瓶 伸 樹	☎72-2275
西郷井部	
平泉町 丸 山 芳 広	☎46-2714

岩手県土地家屋調査士会一関支部会員(順不同)

岩手日日新聞 令和2年7月26日

香川県土地家屋調査士会
広報部 山口 三紀男

全国一斉不動産表示登記無料相談会の周知ですが、例年どおり当会ホームページへの掲載と連合会配布ポスターを調査士会館に設置しました。今年度は土地家屋調査士制度制定 70 周年記念事業と併せて周知方法を2つ追加しました。1つ目は当会オリジナルうち

当日は新型コロナウイルス感染



当日の相談件数は、キャンセル(当日)が2件あり8件となりました。相談内容は、1. 市道に越境した第三者のブロック塀、2. 亡父親名義の建物の滅失登記、3. 境界確認の必要性、4. 相続登記未了の土地の売却、5. 隣接水路が地図と不一致、6. 相続した道が共有地となっている問題、7. 隣接地分筆後の所有方法、8. 地籍調査での境界誤認の訂正方法についてでした。

[illegible]

当会の全国一斉不動産表示登記無料相談会は、例年より相談件数が大幅に向上しました。私自身も朝刊を読んでいるときに広告が目飛び込んできて気付かされましたが、やはり新聞紙面広告の効果が大きいと思います。今回のような広告(高額)を毎年打つことは難しいと思われませんが、各役所まで足を運んでうちわを置かせてもらったような地道な広報活動を継続することが重要だと思いました。

「全国一斉不動産表示登記無料相談会」

鹿児島県土地家屋調査士会
社会事業部 出石 靖之

鹿児島県土地家屋調査士会の無料相談会につきましては、広報部と社会事業部で対応しています。

鹿児島県は九州南西部に位置し、本土の一番南であります。人口は160万人。最も人口の多い都市は、県庁所在地である鹿児島市で60万人であります。総面積は9

千平方キロメートルで、薩摩半島、大隅半島の二つの半島と真ん中に活火山であります桜島が位置しています。種子島、屋久島、奄美大島をはじめとする多くの離島が連なり南は沖縄県のすぐ隣接までであり、県の総延長は南北に600kmに及びます。有人離島も28島あります。県本土は鹿児島市をはじめ人口10万人超の都市が数都市、残りは農耕地域、山間部となっています。離島が多く、本土南部の離島をまとめる支部も熊毛支部と大島支部の2支部あります。離島の支部では、登記相談会や一般業務においてもかなり苦勞をして行っています。

さて、今年度の鹿児島県での土地家屋調査士の日に関する相談会ですが、当初会場を数か所募って開催の予定でしたが、どの程度の相談数になるか未知であり、過密状態が見込まれるのか、その対応が充分に取れるのか難しい状況と判断し集合型の相談会ではなく、ある程度分散した形式で行うこととしました。そこで鹿児島県で9



川内支部会場

つある支部の支部長の事務所で対応することになりました。結果として鹿児島支部1件(宅地造成地について)、霧島支部0件、南薩支部0件、川内支部0件、出水支部0件、鹿屋支部0件、大隅支部0件、熊毛支部0件、大島支部0件であり、県全体で1件となりました。

考察と反省としましては広報の不足、開催場所に偏りがあったこと、最大の要因は7月鹿児島県でもコロナ禍の真ただ中であり、皆様対面での相談を控えられたと考えられます。

今年で終息することを願っていますが、長期化することも考えられます。最近よく活用されていますウェブカメラを用いたオンライン相談など比較的若い世代では用いられますが、登記相談では比較的年齢の高い方からの相談が多いため、今後これに限らずファックスで資料をやり取りする電話相談なども考えていかなければならないと思いました。



大島支部会場



大島支部_奄美支局

「全国一斉不動産表示登記無料相談会」

釧路土地家屋調査士会
十勝支部副支部長 河合 崇之

私が所属する釧路会は、釧路地方法務局が管轄する道東45市町村内に事務所を有する土地家屋調査士で組織されており、釧路支部、十勝支部、オホーツク支部の3支部で構成されています。例年、土地家屋調査士の日を中心に開催される無料相談会は1年ごとに各支部交代で実施しており、令和2年度は十勝支部で開催いたしました。

開催日は相談者が来場しやすい休日が望ましいと考え8月1日(土)とし、会場はNHK連続テレビ小説第100作目である「なつぞら」の舞台にもなった北海道・十勝の中心都市、帯広市の駅前に建つ「とかちプラザ」の会議室としました。更に新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として完全予約制で実施しました。

広報は、十勝管内では最もシェアが高い十勝毎日新聞社と、次ぐシェアを持つ北海道新聞社が発行するフリーペーパー「どうしんデリバリ」への広告掲載、釧路地方法務局帯広支局及び会場のとかちプラザへのポスター掲示、釧路会

のホームページへのポスター掲載、そして十勝毎日新聞社に無料相談会についての取材を依頼し、開催日の数日前に紙面に記事を掲載していただきました。

今年はコロナ禍の最中の開催であることから予約者が現れるか半信半疑でしたが、広報の甲斐あって4名の相談者が事前予約に応じてくださいました。更に当日飛び入りで相談を希望された相談者が来場されたので計5名のご相談に応じました。相談者様には、予約の際からコロナウイルス対策の一環として万が一の場合の追跡調査のために氏名だけでなく連絡先の電話番号も登録していただき、更に相談室内が密にならないよう、こちらが指定する時間に来場をお願いなどをして、ご協力いただきました。

当日の会場もコロナウイルス対策に万全を期しました。広告内でマスクを着用してのご来場を呼び掛けておりましたが、念のため配布用のマスクの準備や消毒液の設置、相談ブースでは対面にならざるを得ないので相談者様との距離を約2m確保した上で飛散防止用パネル(2,000ピースのパズル用パネルで代用)を設置し、更に相談時間の間に15分程度の消毒、換気時間を設けました。

釧路会の相談員は午前2名、午後2名体制で相談会に臨みました。

肝心の相談者様の相談内容は、農地の売却、原野商法で取得した土地の売却、親名義の建物の滅失登記と底地の売却、位置指定道路となっている相談者様名義の私道の管理について、合筆の可否と合筆後の地番、合筆後の登記識別情報通知について、という内容で純粋に表示に関する登記のみの相談が1件在ったのは救いでしたが、表示よりも権利に関する登記の相談が多い結果となりました。例年の傾向から権利に関する登記の相談が一定数を占めることは予測できていたので、午前、午後ともに司法書士との兼業者が相談員として必ず1名は居るように人員を調整したので、ご来場いただいた相談者様のご要望には応えられたと思います。

しかし、広告に「表示登記無料相談会」と銘を打ち、表示登記の具体例(未登記建物の表題登記、解体済み建物の滅失登記、現況が宅地である農地地目の地目変更など)を掲載しましたが、権利関係の相談が多い現実を受け広報の方法に更なる工夫が必要と痛感しました。



会場入り口



相談員全員集合



相談風景

栃木県土地家屋調査士会

栃木県は、関東平野の北部に位置する内陸県であり人口約190万人、14市11町、面積は約6,400 km²で関東地方最大の広さです。県土の約54%が山林ですが出荷量日本一のイチゴ、本州一の生産量を誇る生乳をはじめ農畜産業も盛んに行われております。県北部から西部にかけての山岳地帯は日光国立公園に指定され那須岳や男体山等の百名山が連なります。多彩な自然美と世界遺産日光の社寺等の荘厳な文化遺産がバランス良く調和しております。

コロナ禍で感染予防の観点から自転車通勤に注目が集まっておりますが、当会事務局のある宇都宮市は自転車のまちを推進しております。毎年10月にはアジア最大規模の自転車ロードレース「ジャパンカップ」が2日間にわたり開催されます。初日は会館から程近い大通りを封鎖しクリテリウムが行われますが、世界屈指のスプリンターが多数出場するため県内外の自転車愛好家が集結し大変賑わいます。会員の中にもサイクリストが数多く見受けられ自転車を楽しんでおります。

当会は、令和2年3月31日現在、個人会員270名、法人会員4法人で構成されており、11支部体制で令和2年度予算は約5,200万円です。ご多分に漏れず10年前と比べると会員数は一割程減少し高齢化も進んでおります。

栃木会館ですが、60年程前諸先輩方が証紙制度を建設資金と定め、会館建設の一步を踏み出し、歴代の会長宅の時代、貸事務所の時代等を経て、昭和49年に現在地に土地を取得し、昭和61年7月、念願の現会館が完成しました。鉄骨造陸屋根3階建、

延床面積362.11 m²で1階が玄関・ホール・駐車場、2階が事務室・会長室、3階が境界問題解決センター事務室・会議室となっております。2階事務室内に公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務所が併設されております。

事務局は、稲見事務長、小堀職員、砂川職員で経験豊富な3名の勤務体制です。会務における円滑な事務処理に努めております。

そんな、愛着のある長年慣れ親しんだ当会会館とも間もなくお別れを迎えます。会館所在地が宇都宮市の施行する「小幡・清住土地区画整理事業」区域に入っているためです。再築工法による集団移転が行われるため、栃木会では平成27年7月に立ち上げた「会館再築検討委員会」を中心に、令和6年新会館竣工に向けて議論を重ねております。令和4年半ば頃から数年間仮事務所での執務となる予定ですが、滞りなく業務を進めるべく、準備を進めてまいります。

【栃木県土地家屋調査士会連絡先】

〒320-0036 栃木県宇都宮市小幡一丁目4番25号
TEL：028-621-4734 FAX：028-627-3794
URL：<http://www.tochicho.or.jp/>
E-mail：tochicho@peach.ocn.ne.jp

【境界問題解決センターとちぎ連絡先】

TEL：028-307-2187 FAX：028-627-3794
URL：<http://www2.ucatv.ne.jp/~tochiadr.moon/>
E-mail：tochiadr@moon.ucatv.ne.jp



会議室



会館外観



2階事務室

秋田県土地家屋調査士会

秋田の名称は、阿倍比羅夫^{あべのひらふ}が日本海遠征時に訪れた秋田の地を「罫田(あぎた)」と呼び、8世紀中ごろに「秋田」の名称で定着したと聞いています。

事務局のある秋田市は、日本海に面し、秋田県のほぼ中央に位置しています。秋田県の人口は95万4千人(2020年7月1日現在)、高齢化率(総人口に占める満65歳以上の方の割合)37.9%(2020年)、合計特殊出生率1.33%(2018年)です。

人口が減少している秋田県では、県の人口問題対策プロジェクトチームが、秋田の人口問題に関する調査・分析をして、レポート「2040年、人口70万人社会への挑戦」を発表しています。

当会も人口減少と高齢化の影響を受けており、10年前は7支部152名だった会員が、現在は6支部119名です。当会の予算は2,800万円／年ほどで、会員数が減少する中、何とかやりくりしていますが、今後の財務をどうするかが大問題です。

事務局は、昨年11月に引っ越しました。移転理由は、賃借していた建物の老朽化による取り壊しが決まったためです。移転先は、2005年まで借りていた建物で、偶然にも同じ階の同じ部屋、古巣に戻りました。移転前の部屋より少し広く、会議室が大きくなりました。場所は、秋田地方法務局のすぐ近く、直線距離にして100m、急ぎの時には走って行って職員の方に書類の手渡しが可能です。

事務局職員は、ベテランで分からないことがあったら何でも聞いてと優しい笑顔で助けてくれる佐藤真由美さん、元気はつらつ甘いものがからっきしだめ、せいぜい缶コーヒーを飲めるくらいという土田陽子さんの2人です。

当会の会長は、県庁所在地の秋田市から2番目に遠い県南の湯沢市に事務所があります。普段、事務局とはメールや電話でやり取りしていますが、時々、事務局まで足を運んでくれます。

のんびりできる? 「んだ。んだ。秋田。」

これ、何か分かりますか? 秋田県の観光キャッチコピーです。(んだ=そうだ)

「秋田良いとこ一度はおいで!」と言いたいところですが、今の状況ではお誘いできません。

秋田には、気持ちの優しい県民がいて、手つかず

の自然がたくさん残っています。機会があれば是非訪れてみてください。

【秋田県土地家屋調査士会連絡先】

〒010-0951 秋田市山王六丁目1番13号 山王プレスビル4階

TEL: 018-824-0324 FAX: 018-865-6488

URL: <http://www.akita-chousashi.org/>

E-mail: a-chosa@air.ocn.ne.jp



事務局(職員 左 佐藤、右 土田)



会議室



山王プレスビル外観

石川県土地家屋調査士会

石川県は本州のほぼ中央部の日本海側に能登半島が突き出た特徴ある県で、人口は約113万人。北部を能登地方、南部を加賀地方として大きく2つの地方に分かれます。

最近では北陸新幹線が開通したことにより、都会からの観光客の方も増え、賑やかになったように感じます。

石川県土地家屋調査士会は、金沢駅から15分ほど車で走った所にあり、周辺には金沢地方法務局、石川県司法書士会館を始め、土地家屋調査士や司法書士の事務所が多くあります。大通りからは少し入ったところにあり、近くに交通公園などもあるため長閑な感じがします。春には桜がとても綺麗に咲き誇り枯れた私達事務局職員の心を和ませてくれています。冬になると除雪が最後に回される通りになるため、3年前の大雪の時は会館までたどり着くこともできず休館にせざるを得ませんでした。昔に比べると大雪が降ることもほとんどなくなったのですが。

事務局が入っている会館の建物は鉄骨造陸屋根2階建ての延べ面積315.54㎡で昭和58年12月に建設し、現在は傷んだところを毎年少しずつ予算組みのもと補修を行っています。1階には事務室と会長室、吹き抜けのある会議室兼図書室があり、2階には大会議室と境界問題相談センターの相談室としても使用している小会議室があります。

5年前にトイレを全面改装してもらい、遂に男女別になったことが何よりうれしかったです(笑)。

現在の会員数は、土地家屋調査士会員172名、法人会員1法人となっており、年々会員の高齢化も進んでいることから今後が懸念されています。

事務局体制は正職員2名、パート職員1名の女性3名で役割分担し、土地家屋調査士の事務を中心に、境界問題相談センター、石川県土地家屋調査士政治連盟、石川県土地家屋調査士会金沢支部の事務処理を、月曜から金曜の午前8時45分から午後5時30分まで行っております。

年々若返る役員に対し、年々年老いていく私達事務局職員ですが、3名でお互いの抜けをカバーできるよう奮闘しています。

【石川県土地家屋調査士会連絡先】

〒921-8013 石川県金沢市新神田3丁目9番27号

TEL：076-291-1020

URL：http://www.ishicho.or.jp/

E-mail：info@ishicho.or.jp



会館全景



1階事務室



2階会議室兼研修室

宮崎県土地家屋調査士会

昭和29年7月9日、宮崎市農民会館において開催された設立総会で宮崎県土地家屋調査士会は発足し、宮崎市旭通二丁目農民会館内に調査士会事務局を置きました。その後、平成4年1月に、宮崎市



会館正面

旭二丁目2番2号に宮崎県土地家屋調査士会館を建築し、同会館内に事務局を置き、現在に至ります。

会館は、1階が駐車場、2階は調査士会事務局に加え、相談センター、公嘱調査士協会および公嘱司法書士協会が入っています。また、3階は会議室となっており、仕切を外すと50～60名が入り、研修会場や理事会場として利用しています。

宮崎会は7支部から構成されており、土地家屋調査士会員184名、法人会員3法人となっています。

事務局は、川島事務局長と恒吉局員の女性2名体制で業務を行っており、執行部と連携を図り、円滑な会務運営並びに会員の皆様のサポートに励んでいます。

ところで、全国の皆様は、宮崎県にどのような印象を持っておられるのでしょうか？数年前の前宮崎県知事の「どげんかせんといかん！」により、知名度は向上したように感じておりますが…。

宮崎県は食の宝庫です。全国的にもマンゴーが有名ではありますが、その他に果物では、完熟きんかん「たまたま」というものがあります。完熟きんかんは生で皮ごと食べられますが、「たまたま」は特に大粒で表皮は柔らかく、果肉も甘く、丸かじりでできて非常に甘くておいしいきんかんです。

また、宮崎県東部は太平洋に面しており、海の幸も豊富です。毎年9月には伊勢海老漁が解禁となり、この時期には、伊勢海老をふんだんに使ったコース料理を提供して下さる店も多数あります。

そして、宮崎県は、牛、豚、鶏をはじめとした畜産王国でもあります。特に宮崎牛は和牛オリンピックとも称される「全国和牛能力共進会」において、3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞(第9回大会：種牛の部・肉牛の部、第10回：種牛の部、第11回：肉牛部門)しております。豚も数多くの宮崎ブランドポークがあり、また、鶏も地鶏のタタキ、炭火焼、チキン南蛮など絶品です。

宮崎県は、観光地としての魅力も多数あります。若い方はご存じではないかもしれませんが、1960～70年代には宮崎を旅行先とした「新婚旅行ブーム」がありました。県北エリアには、高千穂峡、高千穂神社、天岩戸神社など。県央エリアには青島神社があり、周囲には「鬼の洗濯板」と呼ばれる珍しい波状岩が広がります。青島から県南エリアにかけては、日南海岸と呼ばれるワシントンアパームやフェニックスなど植物に彩られた南国ムードたっぷりのドライブが楽しめ、その先には洞窟の中に色鮮やかな本殿のある鶴戸神宮があります。県西エリアには霧島連山があり、最高峰の韓国岳、霊峰高千穂峰など山々が連なり、麓には第5代孝昭天皇が初代神武天皇ご生誕の地に創建されたのが始まりと伝えられる狹野神社があります。

まだまだ伝えたい宮崎県の魅力はたくさんありますが、紙幅の都合上、割愛させていただきます。

皆さま、一度と言わず、是非二度三度、宮崎の食・文化を堪能しに、宮崎観光においでください。



会議室



会長室



事務局

旭川土地家屋調査士会

旭川土地家屋調査士会は、旭川・留萌・紋別・名寄・稚内の5つの支部に現在54名の会員が所属しており、同じ北海道の函館会さんと会員数全国最小会の座を激しく争っております。会員数は全国最小規模ですが、管轄範囲は全国最大規模で単純に面積で比較すると、その範囲は道北地方一円で、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県を合わせた面積(約19,700 km²)よりさらに広い約20,000 km²超が管轄となります。これだけ広いエリアで業務を行っているのです、時には現地調査に行くのに車で片道2～3時間かかるような業務を行うことも少なくありません。

旭川土地家屋調査士会館は、この広大な管轄範囲の中で最大人口33万人を有する旭川市の中心地に平成9年に建設されました。会館建設以前は、駐車場もないビルの一室を賃貸で使用していたため、当時の会員念願の会館建設でした。その頃、旭川市では旭川駅の高架化に伴う駅周辺の再開発事業が計画されており、旭川合同庁舎が旭川駅から徒歩15分程度の場所に建設されることになり、旭川地方法務局も合同庁舎に移転することになったので合同庁舎から徒歩圏内の現在の場所(旭川市2条通17丁目)に会館が建設されました。会館は、木造2階建てで敷地面積は267 m²、建築床面積は1階81 m²・2階81 m²で1階は事務室、2階は会議室となっております。事務局は現在2名の女性事務局員が公嘱協会の事務も兼ね日々の業務を運営しております。

旭川市は、先述しました旭川駅高架工事により4代目の旭川駅舎が平成23年に全面開業し、新しい旭川の玄関口が完成しました。旭川駅はもともと忠別川に沿うように建設されている全国的にも大変珍しい河川に隣接する駅でしたが、新しい旭川駅舎の完成後、隣接する忠別川の河川敷を一体化するよう

に平成27年には北彩都ガーデンが完成し、新たな旭川の観光地となっております。また北彩都ガーデンの反対側の旭川駅に隣接してイオンモール旭川駅前も同年に開業しました。今年からは旭川市役所の新庁舎建設工事でも本格的に始まりました。

そんな変化が続けている旭川市であります。今でも変わらず旭山動物園や旭川ラーメン等は旭川を代表する観光となっております。旭山動物園は今でも年間入場者数が150～160万人前後と全国的にも大変有名な動物園です(パンダやコアラなどの集客力のある動物を飼育していない動物園で全国3位の入場者数を維持しているのは驚異的だと思います)。旭川ラーメンは、北海道を代表する3大ラーメン(札幌・函館・旭川)の一つで、しょうゆラーメンが有名ではあるのですが、しょうゆだけでなく味噌ラーメンや塩ラーメンの美味しいお店もたくさんあります。またラーメンだけでなく北海道の自然豊かな土壌で育まれた作物を使用した様々な料理もオススメです(ジャンル問わず)。

全国最小規模の会員数にもかかわらず、会員の高齢化及び減少の傾向は続いております。その中でもなんとか会を維持すべく会員一同並びに事務局員は日々奮闘しております。北海道にお越しの際は、是非旭川にも立ち寄っていただきますよう、よろしくお願い致します。

(総務部 遠矢 剛)

【旭川土地家屋調査士会】

〒070-0032 旭川市2条通17丁目465番地1

TEL：0166-22-5530 FAX：0166-23-0868

E-mail：a-cho@lapis.plala.or.jp

URL：http://www.a-cho.or.jp



1階事務室



2階会議室



会館外観

愛しき 続!! 我が会、我が地元

Vol. 80

青森会

『覚悟を決めた田んぼアートについて』

青森県土地家屋調査士会 広報・社会事業部理事 前川 智

今年はコロナ禍のため中止になった、田舎館村田んぼアート。田んぼをキャンパスに見立てて、様々な色彩の稲穂を使って巨大な絵や文字を作り出している。1993年に田舎館村で村おこし(地域活性化事業のひとつ)として田舎館村役場の裏手にある田んぼで田んぼアートが開始された。今では日本各地に田んぼアートが広まり、その勢いは日本を飛び出し中国など海外でも開催されている。

あれは3年前の居酒屋での出来事。当時広報部だった私は、弘前支部長他役員との意見交換会(大好きな飲み会)に参加しておりました。盛り上がってきた頃、支部長が「田んぼアートのポイント出し作業を、役場職員が作業しているのがニュースで取り上げられていたぞ」と、ポツリと言。それに私は喰い付きました。その時私は、単純に新聞・ニュースで取り上げられるのであれば、こんな有効な広報活動はないと考えたのと、普段の業務で行っている杭打ち作業を田んぼでやればいいだけだろうと、安易に考えました。「それ、うちら土地家屋調査士で

やるべ!」と支部長に提案。私の目を見て支部長から「お前、覚悟はできてんだろな? やることになったら田んぼアートが続く限り、やり続ける覚悟が無ければ駄目だ。」という言葉が今でも夢に出るくらい胸に刺さりました。翌週には役場と交渉していただき、また青森会長・役員の推しもあり実現に至りました。

作業自体は、原案の座標データからポイントを位置出し、そのポイントに藁を挿してナイロンテープで囲っていく。これを4~5人程度の班に分かれて進めていきます。次第に現れてくる形状を見ても、斜め上からの遠近を考慮して描かれているため、地上から見てもどの部分なのかサッパリ分かりません。最後に展望台から眺めてみて初めて、こういう形だったのだと認識できます。

普段の業務で、土地家屋調査士が集まって一つのことを行うことは、なかなかありませんよね? 田んぼのぬかるみに足を取られながらも、一致団結し担当箇所を終わらせることができた充実感、役場の担



当職員からも感謝の言葉をいただき、足腰の疲れも全て吹き飛ばす感覚を受けました。そして何よりも、私みたいな未熟者の勝手な覚悟を後押ししていただいた先輩土地家屋調査士の存在が、我が青森会の宝であると感じております。

社会貢献活動の一つとして、地域の行事・イベントに参加できること、社会の一員として自身の仕事を生かし貢献できることに満足感を得ながら、田んぼアートが続く限り活動していく覚悟です。

そして今日も、広報・社会貢献事業のネタを探しに、夜の街に出向いております。

(新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、現在は自粛中です。)

～ 広報グッズ紹介について ～

近年、青森会が制作した広報グッズを紹介します。

・「測量中」マグネットシート

駐車場に困る現場もありますよね？そんな時にはこれを車に貼り付けます。パッと見てすぐ目立つような黄色地のシートです。駐車違反をこれで許して、とは言いませんが…

・コースター

コロナ禍の中、eラーニングを活用した研修会の参加賞でもあります。落ち着いたデザインです。私は自宅でも活用しております。



高知会 『高知会の70周年記念事業』

高知県土地家屋調査士会 広報部長 岡林 友紀

今年、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えるに当たり、高知県土地家屋調査士会では70周年記念事業として、連合会作成のロゴマークを使用した70周年記念シールを作成し、当会会員に無償配布いたしました。記念シールは名刺や見積書、請求書、領収書等に貼って70周年をPRしていただいたり、封筒の口に貼る封かんシール、封印シールとしてご使用いただいたりと会員の皆様にもご活用いただいていることと思っております。

また、70周年記念事業の一環である登記制度創造プロジェクトとしては、昨年末に新築されました高知市役所新庁舎の建物表題登記を記念寄附事業として、高知県土地家屋調査士会が無償で行いました。令和元年12月28日に行われました高知市役所新庁

舎落成式典には当会田邊満夫会長が出席し、令和2年3月6日には、高知市役所において高知市長から



70周年記念シール



高知市役所新庁舎正面ドローンから



感謝状が手渡されました。

また、その建物調査の際にドローンにより空撮した映像を高知市長にもご覧いただいた上、寄贈いたしました。新型コロナウイルスが収束した際には、高知市役所ロビーのディスプレイに映像を流していただける予定となっております。

その他の土地家屋調査士PR(啓発)活動については、高知市役所「公用共通封筒」に今年、土地家屋調査士制度制定70周年であることも盛り込んだ広告を掲載しております。

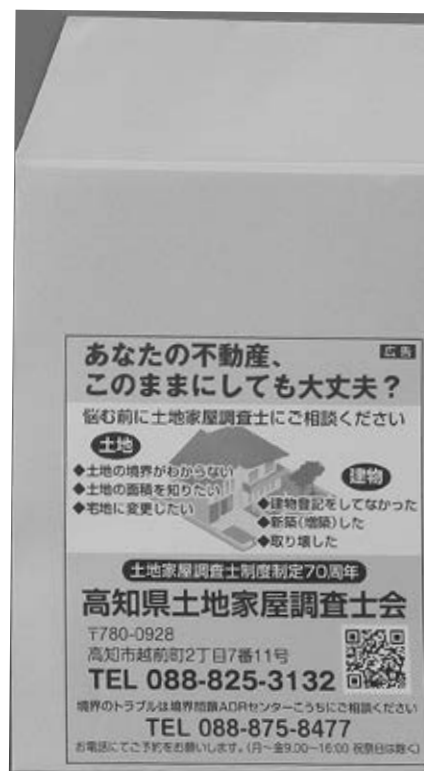
また、毎年1月に当会が会員向けに発行しております会報誌ですが、今年は当会田邊会長が高知県内33市町村役場に会報誌を持参し、土地家屋調査士をPRしてきました。会報誌を持ち込む際に、市町村に対して空き家問題、所有者不明土地問題、土地家屋調査士のいない地域での困り事等、災害時の土地家屋調査士会としての協力体制についての協議内容を提案し、各市町村役場の反応も上々であるとのことでした。

高知県の面積は約7,104 km²で四国四県では一番

広く、全国では18番目に広い面積を有しています。このうち、森林面積は約84%を占めています。対して総人口は、728,276人(平成27年国勢調査)と全国第45位で、人口密度は102.5人/km²と大変低いです。そんな中、高知県土地家屋調査士会は、現在113名(令和2年6月現在)の会員が所属しています。広報活動だけでなく会員一人一人の日々の業務が土地家屋調査士の広報につながっておりますので、今年、土地家屋調査士法が一部改正され第一条の「目的」が「使命」となったことも念頭に置いて、広報活動や日々の業務をより一層真面目に地道に行っていきたいと思っております。



高知市からの感謝状



高知市役所公用共通封筒

土地家屋調査士としての人命救助について

神奈川県土地家屋調査士会 吉野 修司

現場作業がある土地家屋調査士は緊急時に備え、事故等があった場合にはどのような行動をとるべきか常に準備をしておかなければならない。とはいうものの準備はしていても瞬時に行動がとれるであろうか。これは熟練された土地家屋調査士ならではの行動であり、業務に対して誠実に取り組んできた吉野会員だからこそ出来たことである。人命救助はもとより業務に対する姿勢も賞賛したい。

また、吉野会員は文学を趣味とされており、俳人句碑等の石碑の拓本も取られるほど精通されており、「脩人」は吉野会員のペンネームである。

広報員 田村佳章(神奈川会)

令和2年4月24日、茅ヶ崎駅の南口の(幸町の土地とJRの鉄道敷地線上の隣接)10年ほど前に確定した土地の境界復元業務を行いました。

依頼者、隣接者と午前10時の立会いでしたが、午前9時から民間杭を復元するに当たり、JR境界の線上に乗せる復元の測量作業をしておりました。9時30分頃、依頼者の建築会社の方が来て、境界杭の探索等の手伝いをしてくれました。

現地はJR線路際の土地で更地になっており、2メートル近くの高さのある鉄道フェンスの北側は線路とホームが丸見えの土地です。

測量器を据えて作業をしていたところ、駅のホームから転落したらしき人が線路に横たわっているのが目に入ってきました。ホームから落下した人は、そのまま動く様子がなく一瞬、恐ろしい想像が頭を過ぎりました。咄嗟に私は隣地のエアコンの室外機に上り、2メートル近く高さのあるフェンスを越えて線路敷地に入っていきました。線路に横たわっている人に近づき、声を掛けましたが反応がありません。電車の接近を見る余裕もなく、コロナ自粛でホームに人がほとんどいない状態で誰一人転落した人に気付く人がいませんでした。大声で、ホームにいた一人の人に向かって緊急ボタンを押してくれるよう叫び、70歳くらいの婦人を抱え上げて、いち早く線路から出ようと必死でした。一度は線路に足が引っかかり、倒れましたが、線路の横の電車が来ても大丈夫な位置にまで、再び抱き抱えて無我夢中で移動することができました。

婦人は、落下した際、頭を打ち付けたようで、大量の出血をしていて、抱えた私の腕や、上着、下のシャツまで真っ赤に染まりました。

ホームにいて声を掛けた女性の方と50歳ぐらいの男性の方が、線路に降りてきて、私が抱えて移動させた位置より更に線路から離れた安全なところに婦人を移動させて、救助隊が来るまで、声を掛けたりして励ましてくださいました。

どのくらい時間が経過したのか全く分かりませんでしたが、藤沢方面から、小田原行の6番ホームに入る列車が200メートルぐらい手前付近で停車しているように見えました。

そのうち、JRの職員が15名近く、担架を持って駆け付けてきて、転落した婦人を乗せ、ホームに上り、私と2人の方にも職員が誘導して、足を掛ける位置を示され、補助されながらホームに上りました。

婦人はすぐさま到着した救急隊により消防の担架に移され、病院に搬送されました。

私はホームでJRの職員、警察、救急隊に事の顛末を説明させられました。

その後、私は婦人を線路から抱える際に一度躓き、足の膝付近を打ちましたので、救急隊に支えられて茅ヶ崎駅の中を抜け、北口に駆け付けた救急車の中で手当てを受け、これもコロナウィルスの時期なので、体に付着した婦人の血液を拭ってもらいました。

ここでも、40分ほど、救急隊とJRの職員に事の顛末の説明をしました。

小田原方面行の下り列車は私が婦人を線路から抱え上げている最中のあと2、3分ぐらいで駅に到着するというのを、後でJRの職員から聞かされて、私は列車の方は全く見ておらず、正に冷や汗ものでした。また、緊急ボタンを押してくれた方、線路に降りてきて婦人の看護をしてくれた2人の方、JRや消防の方々のお骨折りにも感謝いたします。

すべて終わり、私は救急車からおりて駅前の交番横の水道で真っ赤に染まった上着を洗いましたが、落ちず、家に帰ったときに妻に驚恐させてしまいました。

5月26日に茅ヶ崎市から表彰されましたが、土地家屋調査士の宣伝になればと思い、職業を土地家屋調査士とお願いしたのですが、長すぎるのと、別の2人とのバランスから自営業にされてしまいました。私の名前より、土地家屋調査士の名称にこだわったのですが、市役所の職員にも知名度が低く、却下されてしまい、土地家屋調査士の皆様や本会には申し訳なく思いました。

新型コロナで多くの方が被害を受け、命を落としている今、一人でも多く助かってほしいと思うのは私だけではないと思います。この事件の後、私は5月6日で70歳を迎えたため、最後の奉公と思い、105回目の献血に行ってきました。

転落した婦人から過日流麗な文字のお礼状をいただき元気に回復した様子で私は表彰を受けるより嬉しい限りでした。

4月24日の事件の日の夜の感懷を拙い短歌にしました。

胸炎へて火急のちから出にけり

鐵路に横たふ 嬬起きまほし 脩 人

また、別件で茅ヶ崎で10年ほど前の話となりますが、共恵という土地で老舗の豆腐店をしていた方から、以前設定した境界標が亡失したので、復元をしてくれという依頼を受けて、今般の事件に遭遇しました。

この依頼者は、戦前から茅ヶ崎で豆腐店をしていたのですが、時代の趨勢とはいえ、スーパーなどに大量に納めている豆腐製造会社には太刀打ちできず、廃業処理のため、茅ヶ崎駅の土地、豆腐店の土地などの測量を引き受けたのでした。この時、仕事の合間や終わりに、お茶を吸いながら、ご主人から豆腐の含蓄ある話をお聞きしました。私も豆腐には目がないほうで、朝昼晩と食しても飽きないほどのグルマンであります。

戦前茅ヶ崎の海岸より、市川團十郎が孤松庵という別荘を建てたので、ひょっとしたら團十郎も食べたのかと思うと、私の食気も頭を擡げてなりません。

今般の事件は扱置いて、茅ヶ崎は私にとって豆腐の記憶が残る思い出深い町です。

この國に生れし豆腐のひそめたる

白き形は 夢紡ぐとぞ 脩 人



吉野会員



作業現場

所得補償保険のご案内

万が一のケガや病気で就業不能になった場合に収入減をカバーします！

保険期間：令和2年10月1日午後4時から1年間

中途加入可能です。毎月20日締め切り・翌月1日補償開始となります。

Point. 1 最長12か月の長期補償！

収入減少を気にせず、安心して治療に専念できます。

▼ お支払事例 ①

くも膜下出血で3か月間入院、続けて4か月10日間自宅療養(医師の指示による)をした場合



・TC型(保険金月額30万円・免責期間4日プラン)に加入の場合

お支払対象期間：7か月6日間(4日間の免責期間を除きます。)

お支払保険金：保険金月額30万円×(7か月+6日間/30日)=216万円

▶ お支払金額： **216万円**

Point. 2 短期間の補償も充実！

免責0日プランなら初日から補償します。

▼ お支払事例 ②

インフルエンザで高熱を発し、3日間の入院と3日間の自宅療養(医師の指示による)をした場合



・RB型(保険金月額20万円・免責期間0日プラン)に加入の場合

お支払対象期間：6日間(免責期間はございません)

お支払保険金：保険金月額20万円×(6日間/30日)=4万円

▶ お支払金額： **4万円**

Point. 3 さらに安心！

天災によるケガや、所定の精神障害による就業不能の場合にも
保険金をお支払いします。

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。
本保険は土地家屋調査士賠償責任とは異なります。ご加入に際しては別途お手続きが必要となります。

●お問合せ先

〔代理店・扱者〕 **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

〔引受保険会社〕 **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

承認番号：B20-100951 承認期限：2021年10月1日

会長レポート

REPORT

8月16日
～9月15日

8月

20日

総務部・財務部合同打合せ

総務部・財務部合同打合せが行われ、各土地家屋調査士会・ブロック協議会等への助成金等の在り方につき議論いたしました。連合会と各土地家屋調査士会等との連携、会務運営や組織体制の充実に関し、根本的に議論をし、変えられるところは変えていこうとお願いをしました。

さんの努力に感謝しています。役員・事務局一同、力を合わせて頑張ってまいります。

14日

法務省民事局民事第二課との打合せ(法制審議会民法・不動産登記法部会第18回会議について)

法務省において、第18回法制審議会民法・不動産登記法部会での審議予定の議事について、事前の説明をいただき、意見交換をいたしました。

9月

9日

第5回正副会長会議

15日

第18回法制審議会民法・不動産登記法部会

第18回法制審議会民法・不動産登記法部会が開催されました。今回は「財産管理制度の見直し」「相邻関係規定等の見直し」「共有関係の見直し」について検討いたしました。財産管理制度では、所有者不明土地とその土地に存する所有者不明建物を個別に管理人に管理を命ずるのか、隣地使用権の見直しでは、請求の相手方、住家への立入り承諾の規定について、活発な議論となりました。

9日、10日

第4回常任理事会

今年度の事業執行が本格的となり、各部からの協議事項が大変多く提出され、非常に有意義な常任理事会になりました。コロナウイルスの影響で動きが十分にできない場面もありますが、担当の皆

会務日誌

8月16日～9月15日

8月

18日、19日

第3回広報部会(全体会議)(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度制定70周年における広報活動について
- 2 SNSの活用について
- 3 ホームページの運用について
- 4 法の日フェスタにおけるイベント内容について
- 5 伊能図完成200年記念事業推進協議会等への出席者について
- 6 「地識くん」の新ポーズ及びキャラクター化について
- 7 連合会のロゴマーク(語源、意味、書体、色)

及び作成意図や目的について

- 8 グランドデザインの普及について
- 9 「土地家屋調査士の日」の普及について
- 10 全国一斉不動産表示登記無料相談会について
- 11 受験者の拡大に向けた活動について
- 12 土地家屋調査士白書の作成について
- 13 出前講座実施及び内容等の情報交換及びその発信について
- 14 ウェブセミナーについて
- 15 各土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有について
- 16 「事務所運営に必要な知識」について
- 17 会報の編集状況及び掲載記事予定について
- 18 令和3年度広告掲載の申込み募集について
- 19 会報電子化について

- 20 広報ビジョンの作成について
- 21 国際的な視野での業務環境に関する情報収集について
- 22 災害への対応と災害復興のための情報収集について
- 23 広報部事務局担当職員の増員について

19日、20日

第2回総務部会

<協議事項>

- 1 諸規則等の整備について
- 2 日調連関係法規集の作成について
- 3 登録・会員指導等に関する照会回答事例集について
- 4 法定相続情報証明制度の質疑事項集の更新について
- 5 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 6 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 7 連合会の執務環境等の整備について
- 8 総務部と財務部の合同打合せについて
- 9 令和2年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 10 令和2年度第1回全国会長会議の運営等について
- 11 役員以外の者に支払う費用等に関する規則(案)及び諸規則の一部改正(案)について
- 12 全国会長会議及び全国ブロック協議会会長会同に出席する会長の立場に関する考え方について
- 13 第78回定時総会において選任する外部理事及び外部監事の候補者について

20日

第3回研修員会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 年次研修の開催に向けた各土地家屋調査士会の対応に関するアンケート結果について
- 2 年次研修の実施に向けた対応について

21日

第4回財務部会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 令和3年度以降におけるブロック協議会及び土地家屋調査士会への助成の在り方について
- 4 役員以外の者に支払う費用等に関する規則の新設及び諸規則の改廃について
- 5 賠償責任保険の事故例集について

- 6 令和3年度における親睦事業について

第2回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和2年度の研究所事業及び研究方針について
- 2 地籍問題研究会第28回定例研究会(11月14日(土))の対応について
- 3 日本登記法学会第5回研究大会(11月28日(土))の対応について

研究所各研究テーマ合同会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 地籍問題研究会第27回定例研究会について
- 2 今後の研究の進め方と取りまとめに向けて

第1回ADR認定土地家屋調査士活用に関する検討PT

<協議事項>

- 1 ADR認定土地家屋調査士の活用について
- 2 研修部の取組について
- 3 社会事業部の取組について
- 4 今後の対応の方向性と方針について

24日、25日

第2回研修部会

<協議事項>

- 1 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 2 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 eラーニングの制作について
- 4 特別研修について
- 5 年次研修について
- 6 令和2年度に作成する会員必携(仮)について
- 7 研修体系の確立について

25日、26日

第9回調測要領委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 (仮称)新調査・測量実施要領の正式名称について
- 2 作成スケジュールについて
- 3 修正作業について

27日

第4回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について

28日

第2回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 登記制度創造プロジェクトの各会からの報告と今後のスケジュールについて
- 2 シンポジウム・祝賀会について
- 3 研究論文について
- 4 各ブロック協議会のシンポジウム等との連携について
- 5 記念業務提携について
- 6 70周年記念グッズの作成について
- 7 記念誌の作成について
- 8 書籍『建物認定』出版への協力について
- 9 70周年特別記念専用ページの作成について
- 10 動画の作成について
- 11 ゴルフ大会の開催準備に係る経費の支出について

9月

1日

第2回社会事業部会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項指定申請に関する問題点について
- 2 オンラインシステムを利用した各土地家屋調査士会間のネットワークの活用による遠隔地の紛争解決手続の規則改訂・実施について
- 3 被害家屋認定に関する取組について

9日

第5回正副会長会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 令和2年度第4回常任理事会において審議及び協議を予定している主な事項の対応について
- 2 コロナ禍における第12回国際地籍シンポジウムの開催方法について
- 3 三者連絡会(日調連・日公連・日司連)の開催について

9日、10日

第4回常任理事会(電子会議出席者あり)

<審議事項>

- 1 制度対策本部員の追加選任について

- 2 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 土地家屋調査士特別研修の実施に係る委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 2 令和3年度予算(案)の編成について
- 3 令和3年度における親睦事業について
- 4 役員以外の者に支払う費用等に関する規則(案)及び諸規則等の一部改正(案)について
- 5 ブロック協議会及び土地家屋調査士会への助成の在り方について
- 6 全国会長会議等における土地家屋調査士会長等の出席に係る費用の支払いに関する規則等について
- 7 (仮称)新調査・測量実施要領の設置について
- 8 (仮称)新調査・測量実施要領に関する説明会の開催について
- 9 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 10 年次研修について
- 11 第16回土地家屋調査士特別研修の実施について
- 12 SNSの活用について
- 13 日本土地家屋調査士会連合会のロゴマークの作成について
- 14 広報部事務局担当職員の増員について
- 15 オンラインシステムを利用した各土地家屋調査士会間のネットワークの活用による遠隔地の紛争解決手続の規則改訂・実施について
- 16 土地家屋調査士が行う災害に係る住家の被害認定調査への取組等について
- 17 日本登記法学会に関する第5回研究大会における共催願いへの対応等について
- 18 令和2年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 19 令和2年度第1回全国会長会議の運営等について

14日

第10回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 (仮称)新調査・測量実施要領の正式名称について
- 2 作成スケジュールについて
- 3 修正作業について



日本登記法学会 第5回研究大会開催のご案内

日本登記法学会

当学会は、登記に関連する研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、登記制度の発展に寄与することを目的とし、学術的研究と実務のコラボレーションを踏まえた活発な議論を行っておりますところ、今回は通算5回目の研究大会となります。

当学会はこれからも、研究者と実務家が登記に関する現状と課題を認識し、その解決の方策とそのための理論を協働して検討する恒常的かつ刺激的な場を提供して参りたいと考えています。

記

1. 開催日時：令和2年11月28日(土)午前10時から午後5時30分まで
(午前の部は午前9時50分より、午後の部は午後12時50分より、アクセス可能となります。(予定))
2. 開催形式：オンライン会議システム「ZOOM」を利用したオンライン会議形式
(開催当日の接続不良等に備え、令和2年11月21日(土)(予定)、参加者様において接続テストを実施できるよう、ZOOM会議の設定をいたします。)
3. 内 容：テーマ「担保と登記」
午前：動産・債権譲渡登記
報告①：コーエンズ久美子氏(山形大学教授)
報告②：徳本好彦氏(司法書士)
昼：日本登記法学会 定時総会(オンライン会議形式)
午後：不動産登記
報告①：武川幸嗣氏(慶應義塾大学法学部教授)
報告②：内野 篤氏(土地家屋調査士)
報告③：山崎 晃氏・中居 優氏(司法書士)
4. 定 員：250名(当学会の会員のみ)
5. 参 加 料：無料
当学会の年会費として3,000円が別途必要となりますので、未入会の方は当学会のホームページ(<http://www.toukihou.jp/>)から入会手続きをお願いいたします。
6. 共 催：日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、
日本登記法学会
7. 後 援：法務省(予定)

詳細・参加申込みにつきましては、当学会のホームページ(<http://www.toukihou.jp/>)をご参照ください。

調査士カルテ Map の地図機能の活用について

日本土地家屋調査士会連合会 業務部次長 浅野 裕士

土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」は、大切な調査情報の保全と業務の効率化を同時に実現する、土地家屋調査士専用の業務向け Web アプリケーションです。本システムで調査情報を登録すると、住宅地図上で一元管理ができ、同システムに登録している土地家屋調査士相互の連携向上を図ることを目的としています。

本システムの地図機能として、住宅地図の閲覧・印刷、様々な住所検索、地番、表札や座標での検索、SIMA データの地図上への簡易表示も可能です。また、ブルーマップや用途地域(所属の土地家屋調査士会の都道府県のみ閲覧可能)など、土地家屋調査士の業務に役立つ機能が備わっております。

今回は本システムの大きな魅力でもある地図機能について私の利用方法をご紹介します。

位置図・基準点網図での活用

私は業務で設置した多角点について、多角点網図を作成し、本システムの地図機能の住宅地図を貼り

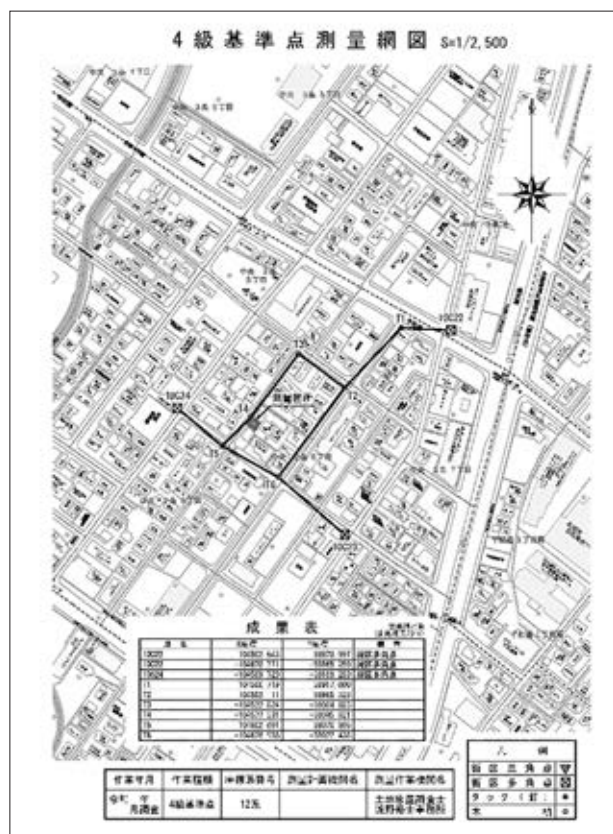
付けて、PDF 形式で管理しています。このように管理することで、数年後に近隣の業務依頼があった場合、多角点が交差点のどの位置に設置したのかが分かり、また、当時と現在の建物等の状況の変化も確認することができます。

2020年6月末のシステムバージョンアップにより、住宅地図印刷の縮尺設定に1/250、1/2,500の固定出力が追加されたことで、官公署地図の提出をする際に便利になりました。

また、住宅地図の中心座標値が表示できるようになり、Google マップの検索バーにコピーすることで位置特定が簡単にできるようになりました。

今後も日調連業務部では、会員の皆様のご要望をお聞きしながら、より多くの方々に登録していただけるよう仕様変更や運用方法も検討して参ります。

日本土地家屋調査士会連合会 HP のトップページ右下の「調査士カルテ Map」から、サービス概要等をご覧ください。是非ご利用をご検討ください。



日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

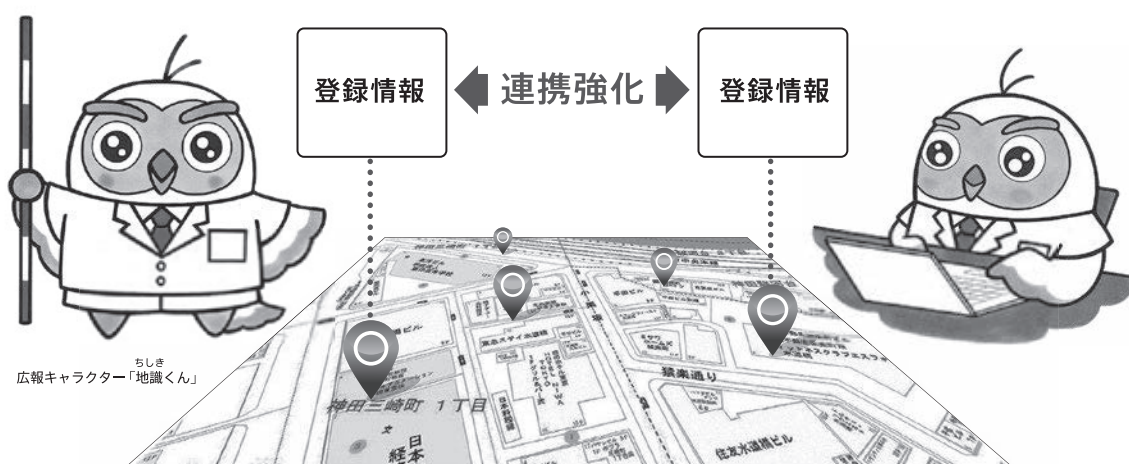
住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！

※ブルーマップはセンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷！

地図上で事件簿
管理ができます！

SIMA図示や
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

システムバージョンアップのお知らせ

1 官公署届出に便利な
縮尺設定を追加！

1/250,1/2500 縮尺を追加。

官公署への地図届出作業が
より便利に！

2 外部地図サービスとの連携に便利な中心座標値の表示追加！

測地系：世界測地系

・度 (経度緯度) : 133.556557, 33.562531
・度 (緯度経度) : 33.562531, 133.556557
・度分秒 : 133.33.23.6, 33.33.45.1
・平面直角座標 : 4系 62385.5251

緯度経度を追加。Google マップに
コピーすれば位置特定が可能に！

■詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください



日本土地家屋調査士会連合会

▼連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会

「調査士カルテ Map」問合せ窓口

E-mail kartemap@chosashi.or.jp

Web研修会
にも対応！

「調査士カルテMap」Web 研修会

ご相談受付中！

コロナ禍での
研修カリキュラムに
いかがでしょうか？

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和2年8月3日付

東京	8161	上野	佑介
茨城	1484	上野	邦幸
栃木	948	藤掛	金敏
三重	908	福島	史也
三重	909	有竹	良太
広島	1912	大可	二郎
宮崎	818	安藤	尚弘

令和2年8月11日付

東京	8162	川北	利紀
神奈川	3146	大王	拓郎
福島	1507	坂本	洋平

令和2年8月20日付

東京	8163	磯谷	恵二郎
東京	8164	吉川	博美
京都	918	高橋	充
三重	911	芝山	裕之

登録取消し者

令和2年3月24日付

神奈川	1537	小橋	登
-----	------	----	---

令和2年6月10日付

東京	7095	田中	悦男
----	------	----	----

令和2年6月18日付

静岡	889	原	睦雄
----	-----	---	----

令和2年6月21日付

大分	716	安仲	美喜男
----	-----	----	-----

令和2年6月30日付

富山	203	高嶋	稔
----	-----	----	---

令和2年7月26日付

石川	502	米川	敏夫
----	-----	----	----

令和2年8月3日付

東京	6199	和田	好泰
神奈川	2189	高橋	康郎
神奈川	2907	古賀	昭広
兵庫	1643	藤原	章三
長崎	451	深田	武文
徳島	468	島田	利幸
愛媛	556	後藤	教司

令和2年8月11日付

東京	6071	綿谷	猛
東京	6924	政井	究

静岡 1067 清水 素久

奈良 253 大村 朝秀

和歌山 242 中 恵

岐阜 905 酒井 美夫

福井 253 黒川 信也

令和2年8月20日付

神奈川 2842 齋藤 壮大

栃木 747 大関 喜和

京都 647 宮井 邦造

兵庫 2440 土肥 新治

福島 1378 斎藤真理子

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和2年8月3日付

大阪 3187 康永 相範

富山 535 朝倉皓二郎



「秋の暮」

深谷健吾

金賞の牛買はれ行く秋の暮
おひねりは子役にとんで村芝居
秋風や村守る路地の赤ポスト
秋の日に急かされ京の寺めぐり

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

忘れ得ぬ父の涙よ敗戦忌
兜虫山に返して子ら帰る
蠅に急かされ仕舞ふ畑仕事
盆帰省出来ぬと子から詫言電話

茨城

中原ひそむ

飢え知らぬ代の吾子らや終戦忌
渡り来る筑波の峰より稲田風
亡き父母にとつては異郷墓洗ふ
すぐそこと言はれて続く稲田道

愛知

清水

正明

荒梅雨や輪中の軒に朽ちし舟
被爆電車いかづち浴びて今もなほ
向日葵の親子呼び交ふ迷路かな
慈悲心鳥峠の西は雨と啼く

山形

柏屋

敏秋

秋暑し流れの淀む河口かな
噴水を浴び園児らの叫び声
こだわりの友の十割蕎麦の宿
始まりは子供の輪より盆踊

今月の作品から

深谷健吾

島田

操

兜虫山に返して子ら帰る

「兜虫」は、夏の季語。こがね虫の仲間。雄の頭にある角が兜の前立てに似ているた

めこの名がある。雌は雄より小さく角がない。体は黒褐色でつやがある。大きいのは長さが五センチほどもあるが、堅い前翅の下に薄い後翅があり、これを広げて飛ぶ。力が強く王者の風格を備えているので子供たちに愛される。戦後世代の里山育ちの夏休みのひとこまの追想句か。当時の学童の日課は、早朝のラジオ体操から始まる。体操を終えると腕白坊主らは兜虫捕りに里山へ一目散。虫取りは色々ありますが、兜虫捕りが一番です。提句の眼目は、中七の「山に返して」です。兜虫に対する学童らの愛情の深さを感じる佳句である。

中原ひそむ

亡き父母にとつては異郷墓洗ふ

「墓洗ふ」は、秋の季語「墓参り」の傍題。春や秋のお彼岸や故人の命日にも墓にお参りするが、単に墓参りというときは、盆の墓参をいう。盆の近くに墓の掃除をし、苔を掃き、水を打ち、供物を供え、香煙を立てる。あらかじめ墓掃除をしておいて、盆の期間中に墓参りするのが正式であろう。盆提灯を灯すところもある。提句のポイントは「異郷」のフレーズである。異郷とは郷里から遠く離れた土地のこと。父母の異郷のお墓も、現在のお墓も思いは同じです。毎年、丁寧にお墓を洗い、丁寧にお墓参りする情景を活写した佳句である。

清水 正明

向日葵の親子呼び交ふ迷路かな

「向日葵」は、夏の季語。盛夏、茎頂または枝頭に巨大な頭状花を横向きに開く。周辺は鮮黄色の舌状花で、中央には褐色ま

たは黄色の管状花が密集する。高さは二、三メートル。庭先の向日葵だけでなく、一面の向日葵畑が詠まれる。太陽の動きにつれて花の向きを変えるが、実際は蕾が花開く時だけ、太陽の方向を向く。提句は、一面の向日葵畑の一句か。高さは大人の隠れるほどに。子と親が高さ故に迷路にはまり、親子の呼ぶ声は聞こえるが、なかなか見つけ出せない。最後にはお互いにハイ・タッチができた。向日葵畑での夏休みの楽しいひと日を活写した佳句である。

柏屋 敏秋

こだわりの友の十割蕎麦の宿

「蕎麦」は、秋の季語。蕎麦には秋蕎麦と夏蕎麦がある。秋蕎麦は立秋の前後に蒔いて十、十一月に収穫、夏蕎麦は五、六月に蒔いて夏の間に収穫する。わが国では秋蕎麦が多く作られ、単に蕎麦といえはこの方を指す。花の終わったあとにできる実をひいて蕎麦粉を作り食用にする。十割蕎麦とは、蕎麦粉だけで打つ蕎麦で「つなぎ」を使っていない蕎麦のこと。他に、二八蕎麦と九割蕎麦がある。作者はかなりの蕎麦通の方か。手打ちにこだわる宿主が友人で、新蕎麦の頃に十割蕎麦を食べに宿泊が定番か。蕎麦を通した見事な人事俳句である。

お詫び

本誌6〜8月号(No.761〜763)に掲載いたしました、柏屋敏秋様のお名前に誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げます。

記

ちようさし俳壇内

(誤)山形 柏屋敏明 (正)山形 柏屋敏秋



連日、新型コロナウイルス関連のニュースが報道されています。

我が福島県でも、感染状況についての報道がされています。ただ、私の住んでいる会津若松では、8月18日まで感染者ゼロでした。観光地なので、県外からのお客さまも訪問しているのですが、田舎だから出ないのか、会津地方の方々の努力なのか、よく分かりません。

先日、地元のニュース番組でこのことが報道されており、その要因として、「山に囲まれているため」「よそ者を怖いと思う警戒心」などが挙げられていました。

現在は、他の地域と同様、感染者の報告がありますが、「やっではならぬ やらねばならぬ ならぬことは ならぬものです」と会津藩からの教えの下、気を引き締めて生活していきたいと思います。

広報員 渡部 宏(福島会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



広報キャラクター「地識くん」